

昭島市行財政改革推進会議 報告書

昭島市行財政改革推進プランの取組と評価
(第3期 令和2・3年度)

令和4 (2022) 年3月

はじめに

本行財政改革推進会議は、平成 29 年度に策定された「行財政改革推進プラン」の着実な推進を図ることを目的として発足し、本プランの進捗状況の確認と更なる推進に向けた検証に取り組んでまいりました。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化に起因する複雑化、多様化する市民ニーズに対し、効率的かつ効果的に対応することが求められ、加えて、生産年齢人口の減少により、今後、必要な市職員の人材確保が困難となることが予想されます。

さらには、令和 2 年から急速に感染が拡大し猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症は、2 年を経過した現在もなお収束が見通せない状況となっており、このことから市の財政は、不足する財源に対応するために財政調整基金を取り崩さざるを得ない非常に厳しい財政環境となることが懸念されています。

一方で、行政デジタル化の一層の推進、市民サービスや働き方、人材育成・人材活用のあり方が大きく変わり、加速化してきているなど、今後の行財政運営にあたっては、社会情勢を的確に捉え、柔軟な対応をしていかなければならない変化の時代を迎えたと考えられます。

なお、本プランの計画期間は、第五次総合基本計画の計画期間が 1 年延伸したことに伴い、令和 3 年度までの 5 年間に変更しており、本年度は最終年度となる第 3 期（令和 2・3 年度）の取組について、先の新型コロナウイルス感染症による影響等も踏まえた評価・検証を行い、客観的な評価に努めてまいりました。

ここで令和 4 年度を計画始期とする新たな総合基本計画に基づいた各種施策が実施され、分野別計画である中期行財政運営計画について、新たな計画の策定に向けた取組に着手されるものと考えています。本行財政改革推進会議の検証結果を踏まえ、引き続き時代の変化への対応とより一層の市民サービスの向上に努め、行財政運営に取り組まれますことを期待し、ここにご報告いたします。

令和 4 年 3 月 22 日

昭島市行財政改革推進会議

委員長 小 池 満 也

目 次

1. 第3期（令和2・3年度）の取組と評価	1
評価にあたって	2
I 行財政改革の推進に向けた取組	3
1 時代を捉えたまちづくりの推進	3
2 財源の確保	6
3 効率的・効果的な財政運営	9
4 財政の健全化	13
II 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）	17
2. 各取組項目の状況と評価	23
3. 結びに～新たな中期行財政運営計画の策定に向けて～	51
資 料	
行財政改革推進会議要綱	53
行財政改革推進会議委員	55
行財政改革推進会議開催経過	55
項目別評価一覧	56

1. 第3期（令和2・3年度）の取組と評価

評価にあたって

昭島市行財政改革推進プラン（以下、「本プラン」）は、「Ⅰ 行財政改革の推進に向けた取組」が4つの基本方針、18つの大項目、33つの中項目（再掲1項目含む）、「Ⅱ 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）」が5つの大項目、10つの中項目で構成されています。

昭島市行財政改革推進会議では、本プランの大項目ごとに検証を行い、中項目ごとに以下の区分により評価を行いました。

区 分		項目数	
		令和2年度	令和3年度
A	本プランに記載する内容の取組が十分、またはほぼ十分に行われた。	31	28
B	本プランに記載する内容の取組が部分的に行われた。	10	6
C	本プランに記載する内容の取組がほとんど行われていない。	1	1
—	取組時期に達していない等により、評価が不可能。	1	8
合 計		43	43

新型コロナウイルス感染症拡大期における 行財政改革推進プランの検証について

令和2年1月に国内で初めて感染者の発生が確認された新型コロナウイルス感染症により、国からの度重なる緊急事態宣言やまん延防止重点措置が発出され、社会や経済への影響は甚大なものとなっています。

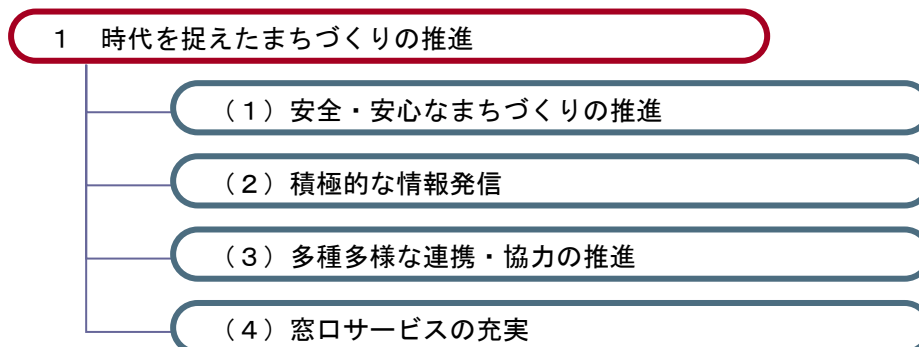
令和3年の後半には感染状況は一旦の落ち着きを見せたものの、新たな変異株による感染拡大が危惧される中で、今後も財政状況への影響が懸念されています。

今回の評価対象年度である令和2年度及び3年度については、この影響を受けながらも実施した取組に加え、感染症対策への対応策として、各公共施設における感染防止策、ワクチン接種などの新たな取組も実施しています。

このようなことから、関連する事業を含め各取組につきましては、コロナ禍における影響を踏まえた上で、どのような行財政改革に努められているかといった観点から検証・評価を行いました。

I 行財政改革の推進に向けた取組

1 時代を捉えたまちづくりの推進



人口減少・超高齢社会の到来、多発する自然災害への対応、経済のグローバル化の進展など、社会経済状況が目まぐるしく変化している中で、市民ニーズは多様化・高度化しています。

これらのニーズに対応するべく、効率的・効果的な社会基盤づくりは急務であり、地方自治体は人口構造の変化を的確に捉え、時代にあったまちづくりを進める必要があります。

まずは安全なまちづくりを推進し、市民が安心して暮らせる環境を整備するとともに、昭島の魅力を積極的に市内外に発信することにより、訪れてみたい、住んでみたいまちとして認識してもらうことが重要です。

また、これからのまちづくりは、自助、共助、公助を基本とし、自分たちのまちは自らがつくるという意識を持って、市民や自治会をはじめとする地域団体はもとより、企業等をも巻き込んで推進していく必要があります。更には、時代や市民ニーズの変化に合わせ、市役所業務の基本となる窓口サービスを充実し、質的向上を図っていく必要があります。

(1) 取組及び効果

1- (1) 「安全・安心なまちづくりの推進」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練などは規模を縮小しての実施となったものの、防災活動の円滑な運用と防災意識の高揚が図られていることに加え、PCR検査センターの開設やワクチン接種の実施など、感染症対策を講じた上での危機管理体制の充実が図られています。

また、市民自主防災組織（注1）に対するリーダー研修、駅前及び公共施設への防犯カメラの設置やスクールガード・リーダーの配置など、地域の防災対応力の強化や防犯体制の充実が図られています。

（注1）災害対策基本法に規定されている、地域住民による任意の防災組織。

1－(2)「積極的な情報発信」では、新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援策やワクチン接種などの情報をタイムリーに提供するとともに、公式ツイッターに加え、公式インスタグラムの運用を3年度から開始するなど、効果的・戦略的な情報発信が進められています。また、携帯メール情報サービスや電話応答サービスの提供により災害情報の確実な伝達が図られているとともに、ごみ分別アプリやあきしま子育てアプリなど市民が利用しやすいアプリの配信の周知に努めるなど、スマートフォン等を活用した情報発信サービスの充実が図られています。

1－(3)「多種多様な連携・協力の推進」では、自治会への加入促進のための取組や喫煙マナーアップキャンペーンの実施など、市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進が図られています。また、産業連携における取組については新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や規模を縮小しての実施となった一方で、郵便局との包括連携や学術・文化・産業ネットワーク多摩への加盟等、多種多様な連携・協力体制の拡充のための取組がなされています。

1－(4)「窓口サービスの充実」では、マイナンバー制度に係る情報連携による業務の効率化や、コンビニ交付サービスに加え、一部事業へのAI・RPA(注2)やキャッシュレス決済機能の導入など、窓口サービスの改善が図られています。

(2) 評価

項目 コード	大項目名	中項目名	評価	
			令和2年度	令和3年度
1－(1)	安全・安心なまちづくりの推進	危機管理体制の確立	A	A
		地域の防犯・防災対策の推進	A	A
1－(2)	積極的な情報発信	効果的・戦略的な情報発信の推進	A	A
		携帯端末を活用した情報発信サービスの充実	A	A
1－(3)	多種多様な連携・協力の推進	市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進	B	B
		多種多様な連携・協力体制の拡充	B	B
1－(4)	窓口サービスの充実	窓口サービスの質的向上	A	A
		基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進	—	—

(注2) AIはArtificial Intelligenceの略で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムのこと。人工知能。RPAはRobotic Process Automationの略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

「1 時代を捉えたまちづくりの推進」における取組項目は大項目が4、中項目が8項目です。

1-（1）「安全・安心なまちづくりの推進」については、各項目における取組が着実に進められており、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

今後は自然災害への対策はもとより、今般の新型コロナウイルス感染症への各種対応策について検証を行い、更なる危機管理体制の充実に努めていくことが重要と考えます。

1-（2）「積極的な情報発信」については、公式インスタグラムの運用開始、フォロワー数や各種アプリのダウンロード数が増加し続けていることなどから取組が十分に行われており、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

今後は市ホームページにおけるオープンデータ（注3）の公開を進めるなど、市民にとって有益な情報発信に取り組んでいくことが重要と考えます。

1-（3）「多種多様な連携・協力の推進」については、宅地開発時における自治会設立の働きかけや転入者への自治会加入の案内など自治会への加入促進に向けた各種取組がなされていますが、自治会加入率においては年々低下しています。また、例年実施をしていた産業まつりや多摩大学との連携協定の取組の一環である工業の見える化プロジェクトなど一部事業が中止、規模縮小となっていることから、2・3年度とも評価をいずれも「B」としました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の収束後における取組として多様化する地域課題の解決のために、地域活動の掘り起こしや人材の発掘・育成、環境整備、また様々な地域コミュニティの有機的な連携など、地域コミュニティのあり方を検討していくことが重要と考えます。

1-（4）「窓口サービスの充実」における「窓口サービスの質的向上」については、マイナンバー制度に係る情報連携やコンビニ交付サービスに加え、一部の事業へのAI・RPAやキャッシュレス決済機能の導入がなされ、一定の質的向上が図られていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

また、「基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進」については、更新がなかったことから、2・3年度とも評価を「-」としました。

今後は、国が進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）（注4）の計画に基づき、システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化など、庁内業務の効率化と市民サービスの質的向上にスピード感を持って取り組んでいくことが重要と考えます。

（注3）市が保有しているデータについて、二次利用が可能なルールで公開し、誰でも自由に編集・加工して活用できるようにしたもの。

（注4）コンピュータやそのネットワークの活用により、社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。効率を上げるためや合理化を図るためといった従前のIT化と異なり、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされている。

2 財源の確保



住んでみたい、住みつづけたいまちづくりを推進するためには、将来を見通した確固たる財政基盤の確立に向け、あらゆる財源を精査し、更なる確保に努めることが重要です。

歳入の根幹をなす市税については、引き続き収納率の向上に努めるとともに納税者の利便性の向上を図り、税収の確保に努める必要があります。

また、市が保有する遊休地や特定公共物（注5）については、計画的・積極的な売却及び適正な貸付を行うことや、受益者負担の見直しや新たな受益者負担の導入に向けた検討を行うこと、本市の魅力発信にもつながるふるさと納税を推進することなど、あらゆる手法を駆使して自主財源の創出に努めることも必要です。

（1）取組及び効果

2－（1）「税収の確保」では、財源の確保に関する数値目標として、市税の収納率を多摩26市の平均以上とすることを目標に、滞納整理の強化はもとより、口座振替やコンビニ収納、クレジット収納による多様な収納方法の推進など、収納率向上に向けた各種取組が実施されています（次頁参照）。

2－（2）「公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」では、普通財産については利活用に向けた調査・検討が進められ、特定公共物については売却を実施する等、歳入の確保に努められています。

2－（3）「受益者負担の見直し」では、新たに整備される公共施設への受益者負担の導入についての研究がなされています。

2－（4）「ふるさと納税の推進」では、ふるさと納税ポータルサイト（注6）の活用や返礼品目の拡充、クラウドファンディング（注7）の活用による財源の確保など、各種取組が実施されています。

（注5）法定外公共物とも呼ばれ、道路、河川等の公共物のうち、道路法、河川法等の管理に関する法律の適用または準用を受けないものを指す。一般的には里道（赤道）や水路（青道）と呼ばれており、平成12年4月施行の地方分権一括法により、国から市へ譲与された。

（注6）インターネットを利用する際、接続の入り口となるウェブサイト。

（注7）大衆（クラウド）と資金（ファンディング）を組み合わせた言葉で、インターネットを利用して、市内外から幅広く資金を調達する手法。

2－(5)「更なる歳入の確保」では、市民会館及び市民球場のネーミングライツによる施設命名権料収入や、ホームページバナー広告等による広告掲載料収入の確保が継続して図られているほか、新規に中神駅自由通路広告板使用料が設定され、今後も新たな歳入確保策についての調査・研究がなされています。

★ 財源の確保に関する数値目標 ＝ 市税の収納率について、各年度とも多摩26市の平均以上とする。

項 目		令和2年度	令和3年度
市税収納率	目標 (多摩26市平均)	98.6%	—
	実績	98.5%	—

※令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、現時点では「—」とした。

(2) 評価

項目 コード	大項目名	中項目名	評価	
			令和2年度	令和3年度
2－(1)	税収の確保	収納率向上に向けた取組	A	A
		多様な納税方法の推進	A	A
2－(2)	公有財産の有効活用 に向けた多角的な検討	遊休地の積極的な売却や 貸付に向けた取組	B	A
		特定公共物の適切な管理、 売却	A	A
2－(3)	受益者負担の見直し	受益者負担の定期的な見 直し	B	B
		新たな受益者負担の導入	C	C
2－(4)	ふるさと納税の推進	ふるさと納税の推進	A	A
		事業費の財源確保に向け た取組	A	B
2－(5)	更なる歳入の確保	施設命名権収入及び広告 掲載料の拡充	A	A
		新たな歳入の確保に向け た取組	B	A

「2 財源の確保」における取組項目は大項目が5、中項目が10項目です。

2－(1)「税収の確保」については、目標である多摩26市の平均収納率を僅かに下回ったものの、コロナ禍にあっても滞納処分差押や訪問催告など収納率向上に向けた取組が行われています。また、従前より口座振替、コンビニ収納、クレジット収納による多様な収納方法に加え、共通納税システムの対象税目拡

大やQRコード付納付書の導入に向けた検討がなされるなど、全体的に収納率の向上に努められていることから、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

今後も、納税方法の利便性の向上に努めながら、コロナ禍における滞納整理のあり方について検討する必要があると考えます。

2－(2)「公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」における「遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組」では、2年度については遊休地の利活用に向けた検討が引き続きなされたことから評価を「B」とし、3年度については利活用に向け、公有財産利活用調査が実施されたことから評価を「A」としました。

また、「特定公共物の適切な管理、売却」については、従前より適切な管理に努めつつ、一定の収入確保につながっていることから評価を「A」としました。

2－(3)「受益者負担の見直し」における「受益者負担の定期的な見直し」については、見直しについての具体的な検討には至らなかったことから、2・3年度とも評価を「B」としました。

また、「新たな受益者負担の導入」については、新たな受益者負担の導入には至らなかったことから2・3年度とも評価を「C」としました。

今後整備が予定されている市民総合交流拠点施設においては、新たな受益者負担の導入について慎重に検討をする必要があると考えます。

2－(4)「ふるさと納税の推進」における「ふるさと納税の推進」については、ポータルサイトを活用したふるさと納税事業を継続実施しており、返礼品目の拡充や返礼対象寄附額の複数化などの工夫がされ、寄附件数の目標達成に繋がっていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

また、「事業費の財源確保に向けた取組」については、2年度は公共施設の改修事業費確保のためのクラウドファンディングの活用がなされたほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連する支援事業への指定寄附金の項目追加が行われたことから、評価を「A」とし、3年度は新たなクラウドファンディング活用事業などの検討にとどまったことから、評価を「B」としました。

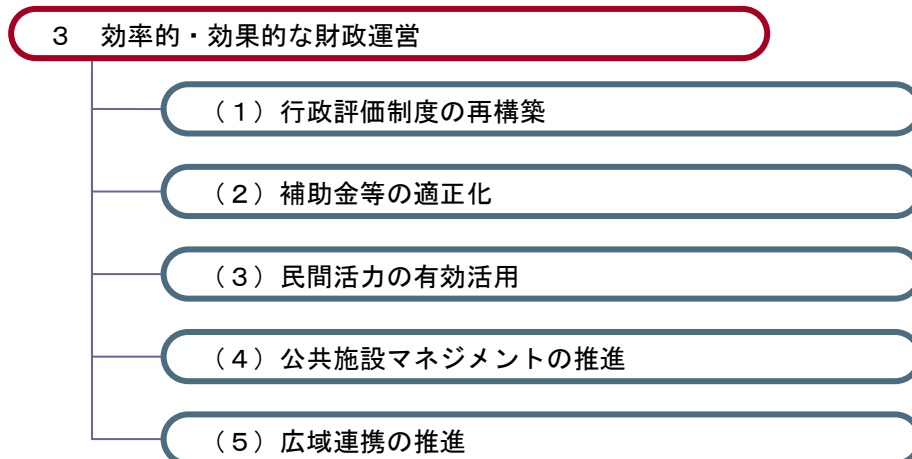
都市部の自治体にとっては、「地方を主とした他の自治体へのふるさと納税額が多い」という厳しい状況の中で、財源確保に向けたクラウドファンディングの活用や返礼品の充実など、今後も創意工夫を凝らした取組を進めて行くことが望ましいと考えます。

2－(5)「更なる歳入の確保」における「施設命名権収入及び広告掲載料の拡充」については、ネッツ多摩昭島スタジアム（市民球場）の協定が更新され、ネーミングライツによる施設命名権料が確保されていることや、ホームページバナー広告掲載料等継続した収入確保に努められていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

また、「新たな歳入の確保に向けた取組」については、2年度は引き続き調査、研究がなされ、3年度に長年要望のあった中神駅自由通路への広告板が設置され、広告料収入による新たな歳入の確保が可能となったことから、評価においては2年度を「B」とし、3年度を「A」としました。

引き続き、他自治体の効果的な取組事例を参考に新たな歳入確保策について調査・研究し、自主財源の創出に努めていく必要があります。

3 効率的・効果的な財政運営



地方分権の進展により、地方自治体の自主性と責任が求められる現在において、限られた経営資源を有効活用し、自らの判断において行財政運営を行う自主・自立の行財政運営が従来にも増して求められています。

今後も一般財源収入の大幅な改善が見込まれない中で、限られた財源を最大限有効活用するとともに、適正な経費配分による費用対効果にも配意しながら、必要性、妥当性、有効性、緊急性など多角的な視点から事務事業の見直しを徹底に行う必要があります。

事務事業の見直しについては、行政評価制度を再構築し予算編成への活用が図られるよう見直しを行い、各種団体への補助金については、定期的に検証、見直しを図るなど、適正化を図る必要があります。

また、市民サービスの維持向上と行政運営の効率化を図るとともに雇用機会の拡大を図るため、聖域を設けることなく民間委託を推進するほか、公共施設の運営について、指定管理者制度（注8）の導入等により、効率的・効果的な施設運営に努める必要があります。

ほかにも、平成29年3月に策定、令和3年度に改定された公共施設等総合管理計画では、財政シミュレーションに基づく今後の縮減目標（注9）が設定されていることから、今後の財源不足を見据え、目標達成に向けた計画の推進を図るとともに、広域連携事業についても既存事業の拡充や、新規事業連携についても検討を進めるなど、取組を更に推進する必要があります。

（注8）平成15年9月の地方自治法の改正により、これまで地方公共団体や外郭団体に限られていた公の施設の管理に、株式会社やNPO法人、市民団体など幅広い民間事業者等のノウハウを有効に活用することにより、市民サービスの質の向上と行政コストの削減を図るもの。

（注9）平成27年3月時点での保有施設を対象とし、今後20年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、令和18年度までに25,000㎡の縮減を目標としている。

（１）取組及び効果

３－（１）「行政評価制度の再構築」では、事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しについて、第四次中期行財政運営計画より取り組まれており、24年度当初予算からの効果額累計は7億円を超すなど、一定の効果を上げています。

３－（２）「補助金等の適正化」では、事務事業評価において、補助金等の評価が行われ、予算編成過程における一定の検証がなされていることに加え、「昭島市準公金に係る現金取扱基準」を定め、準公金の適正管理と事故防止に努められています。

３－（３）「民間活力の有効活用」では、28年度末をもって市内公立保育所の民営への移行が完了したことや、PPP／PFI（注10）について、令和元年度にアキシマエンス及び市民図書館の管理運営について指定管理者制度を導入し、継続した制度運営を行いながら、民間活力の有効活用に向けた取組や研究が進められています。

３－（４）「公共施設マネジメントの推進」では、令和2年度に公共施設等総合管理計画における個別施設計画（注11）が策定され、これに基づき令和3年度に公共施設等総合管理計画の改定が行われており、公共施設マネジメントが推進されています。

３－（５）「広域連携の推進」では、図書館相互利用や職員人事交流、外部監査の実施など近隣を主とした他自治体との広域連携が実施されています。

（注10）PPPはPublic Private Partnershipの略で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念を指し、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFIはPrivate Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法を指す。

（注11）国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に定める、実施時期や対策内容、対策費用等を記載した個別施設ごとの長寿命化計画を個別施設計画といい、公共施設等総合管理計画の対象施設のうち、50㎡未満の小規模施設や長寿命化計画が策定済のものを除いた公共施設について、「公共施設等総合管理計画における個別施設計画」として策定した。

(2) 評価

項目 コード	大項目名	中項目名	評価	
			令和2年度	令和3年度
3-(1)	行政評価制度の再構築	行政評価制度の再構築	B	B
3-(2)	補助金等の適正化	補助金等の適正化	A	A
3-(3)	民間活力の有効活用	民間委託の推進	A	—
		指定管理者制度やPPP／PFIの活用	A	A
3-(4)	公共施設マネジメントの推進	公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	A	A
		遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）	B	A
3-(5)	広域連携の推進	広域連携の推進	A	B

「3 効率的・効果的な財政運営」における取組項目は大項目が5、中項目が7項目です。

3-(1)「行政評価制度の再構築」については、事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しについて、一定の効果を上げており、今後休廃止や見直し等を検討している事業を中心に対象事業の見直しが図られています。評価の手法等について具体的な制度の再構築には至っていないため、2・3年度とも評価を「B」としました。

今後はBPR（注12）の手法を用いた分析等も参考にしながら、制度の再構築に努めていく必要があります。

3-(2)「補助金等の適正化」については、事務事業評価における補助金等の評価や、予算編成過程における補助金等の一定の検証がなされていることに加え、令和2年3月に定められた昭島市準公金に係る現金取扱基準に基づき、準公金の適正な管理と事故防止に努められていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

今後は、準公金における取扱い検査等を実施する中で、補助金等の更なる適正化に努めていく必要があります。

3-(3)「民間活力の有効活用」における「民間委託の推進」については、技能労務職の退職不補充を原則とした職員数の減員など、聖域を設けることなく民間委託の推進が図られているものとし、2年度は評価を「A」とし、3年度は減員数が未定であるため評価を「—」としました。

また、「指定管理者制度やPPP／PFIの活用」については、指定管理者制度が導入されているアキシマエンス及び市民図書館では、施設運営やサービス提供におけるモニタリングなどを実施し、市民サービスの充実が図られていることや、更なるPPP／PFIの活用のために地方ブロックプラットフォームへの参加や公有財産利活用調査の結果を踏まえた調査、研究がなされていることから、2・3年度とも評価については「A」としました。

（注12）BPRはBusiness Process Re-engineeringの略で、既存の業務を抜本的に見直し、最適化の観点から再構築すること。業務改革。

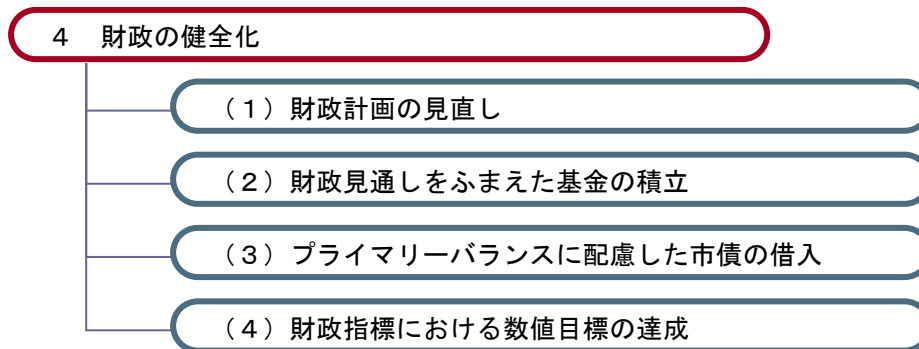
3－(4)「公共施設マネジメントの推進」における「公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進」については、令和2年度に公共施設等総合管理計画における個別施設計画が策定され、各公共施設の長寿命化に向けた取組が行われているとともに、公共施設等総合管理計画についても、新たな総合基本計画に包含する形での改定がなされ、公共施設マネジメントの推進が図られていることから、2・3年度とも評価については「A」としました。

また、「遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組」では、2年度については遊休地の利活用に向けた検討が引き続きなされたことから評価を「B」とし、3年度については利活用に向け、公有財産利活用調査が実施されたことから評価を「A」としました。

3－(5)「広域連携の推進」については、近隣を主とした他自治体との広域連携が継続的に実施されており、2年度は連携自治体の拡充が図られたことから評価を「A」とし、3年度は継続的な実施にとどまったことから評価を「B」としました。

引き続き、様々な行政課題の解決を図るため、既存事業の連携の拡充や、新たな連携についての検討が必要と考えます。

4 財政の健全化



市の財政は、今後市税などに一定の増が見込まれるものの、歳入の大幅な改善が見込まれない状況にある中で、老朽化が進む公共施設等の保全・更新費用、高止まりする扶助費への対応など、更なる財政需要の高まりが予測されています。

こうした状況下においても、市民サービスの維持向上を図り、市民から信頼される市政運営に努めていくためには、財政の健全化に向けた取組を推進し、市政運営を財政面からしっかりと支える必要があります。

平成27年4月に策定した「中期財政計画」について、将来の財政見通しを可能な限り捉え、更新を図ることにより、中長期的な視点に立った財政運営に努める必要があります。

また、財政見通しを踏まえた基金残高は、今後減少することが見込まれていることから、中期財政計画において設定している基金積立目標額の達成に努めるとともに、市債については世代間の負担の公平性や将来世代への影響に十分配慮する中で、プライマリーバランス（注13）に配慮した計画的な借り入れを行う必要があります。

これらを踏まえた上で、財政の健全性を示す財政指標について、その数値目標の達成を目指すことにより、将来にわたり安定的な財政運営を行っていく必要があります。

（1）取組及び効果

4－（1）「財政計画の見直し」では、現行の中期財政計画については、毎年度の実施計画策定に合わせ、市の事業や税制改正などを反映させた定期的な更新がなされています。令和4年度からを計画期間とする総合基本計画の策定に伴い、その財源的裏付けとなる財政計画が令和3年度に策定されました。

4－（2）「財政見通しをふまえた基金の積立」では、財政計画の策定に伴い、今後の財政見通しを踏まえる中で、基金積立目標額が改めて設定されるなど、定期的な見直しが図られています。

（注13）基礎的財政収支とも呼ばれ、地方債発行額や財政調整基金等取崩額を除いた収入額と、地方債償還額と財政調整基金等積立額を除いた支出額のバランスを見て、財政の健全性を判断する指標。

また、財政調整基金及び公共施設整備資金積立基金については、2年度末時点及び3年度末時点（見込）の現在高が目標額を上回るなど、基金積立金の確保が図られています。

4－(3)「プライマリーバランスに配慮した市債の借入」では、市債現在高は年々減少しており、建設事業債については実施計画に掲載されている事業等から所要額を見込むなど、市債の借入について適切な活用が図られています。

また、臨時財政対策債（注14）については、財源不足への対応として毎年度一定額の借入れが行われていますが、市債全体として現在高は減少傾向にあり、将来世代への影響に十分配慮した借入れが行われています。

4－(4)「財政指標における数値目標の達成」では、経常収支比率（注15）、実質公債費比率（注16）及び将来負担比率（注17）においては財政の健全化に関する数値目標が設定されており、経常収支比率と将来負担比率では目標を達成しています（下表参照）。今後もこれらの指標の動向に注視し、財政の健全化に努めていく必要があります。

★ 財政の健全化に関する数値目標 ＝ 各年度における経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、次のとおりとする。

項 目		令和2年度	令和3年度
経常収支比率	目標	96.2%以下	—
	実績	92.4%	—
実質公債費比率	目標	0.4%以下	—
	実績	0.5%	—
将来負担比率	目標	▲ 7.3%以下	—
	実績	▲37.0%	—

※令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、現時点では「—」とした。

（注14）一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例措置として発行される地方債。各地方公共団体の財政状況を基準にして、団体ごとに発行可能額が算定される。

（注15）人件費や公債費などの経常的な支出に対し、市税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標で、財政構造の弾力性を示す指標となっています。一般的には、80%を超えると財政の弾力性を失いつつあると言われている。

（注16）平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税などの割合を指す。家計に例えると、1年間の家計における住宅ローンなどの借金返済額の割合となる。

（注17）実質公債費比率と同じく、平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けられた新たな財政指標で、市の財政規模に対する今後支払う負債に充てた税などの割合を指す。家計に例えると、これから支払うべき住宅ローンなどの残額から貯金などを差し引いた金額が、1年間の家計の規模と比べてどのくらいかという割合となる。

(2) 評価

項目 コード	大項目名	中項目名	評価	
			令和2年度	令和3年度
4-(1)	財政計画の見直し	中期財政計画の見直し	A	A
4-(2)	財政見通しをふまえた基金の積立	基金積立目標額の見直し	B	A
		目標額達成に向けた取組の推進	A	A
4-(3)	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	A	A
		臨時財政対策債の抑制	A	A
4-(4)	財政指標における数値目標の達成	経常収支比率	A	—
		実質公債費比率	B	—
		将来負担比率	A	—

「4 財政の健全化」における取組項目は大項目が4、中項目が8項目です。

4-(1)「財政計画の見直し」については、毎年度の実施計画策定に合わせた定期的な更新がなされており、3年度には4年度からを計画期間とする新たな総合基本計画の策定に伴い、その財源的裏付けとなる財政計画を策定したことから、2・3年度とも評価を「A」としました。

4-(2)「財政見通しをふまえた基金の積立」における「基金積立目標額の見直し」については、2年度は目標額の変更は行われなかったため評価を「B」とし、3年度は新たな総合基本計画における財政計画の中で目標額の見直しが行われているため評価を「A」としました。

また、「目標額達成に向けた取組の推進」については、決算余剰金の2分の1以上の基金積立が行われ、基金積立金の確保が図られていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。引き続き効率的な歳出削減の取組等により、基金取崩額の削減に努める必要があります。

4-(3)「プライマリーバランスに配慮した市債の借入」については、市債現在高は年々減少しており、将来世代への影響に十分配慮した市債の借入となっていることから、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

しかしながら、臨時財政対策債については、財源不足額を補う性質からすると、中項目にある「抑制」について、今後検討すべきものと考えます。

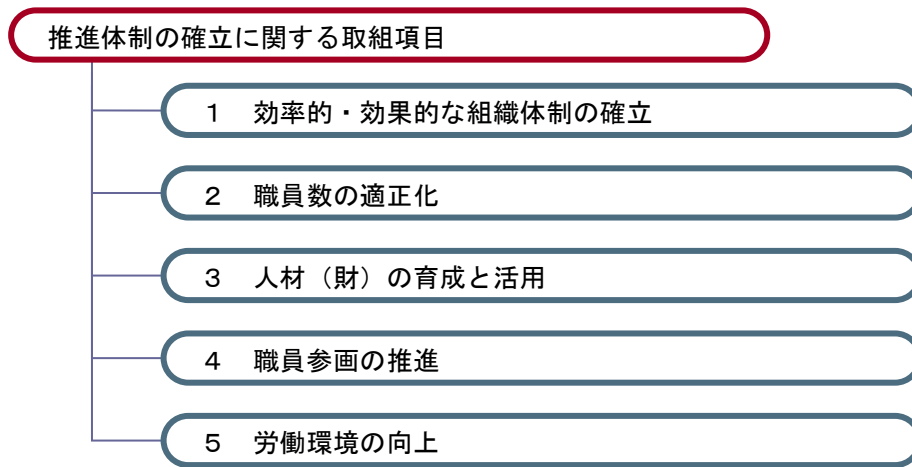
今後も公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づいた公共施設整備などに対する建設事業債や臨時財政対策債などについて、将来世代への影響に十分配慮した計画的な借入に努めていく必要があります。

4-(4)「財政指標における数値目標の達成」については、2年度における「経常収支比率」と「将来負担比率」は、数値目標を達成しているため評価を「A」としましたが、「実質公債費比率」は、数値目標を達成していないため評

価を「B」としました。なお、令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、評価時点において未算定であることから評価を「－」としました。引き続き、数値目標を上回ることをないよう、健全な財政運営に努める必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況において、今後も国や地方の税収などの動向に注視しながら、基金と市債のバランスに配慮し、中長期的な視点で健全な財政運営を行っていくことが重要であると考えます。

Ⅱ 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）



昭島市では、これまで大変厳しい財政状況が続く中で、将来にわたって持続可能な自主・自立の行財政運営を進めていくため、行財政改革を喫緊かつ最重要の課題として位置づけ、事務事業の見直しや業務の民間委託などに取り組み、職員数の適正化に努めてきました。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自主性・自立性を高め、その地域課題に対応した施策を主体的に担い、地域の実情に即した積極的な行政を展開していくことが求められています。このためには、これまでの人員の削減による職員数の適正化によらず、人材を育成・活用した機動的な推進体制を整備し、各種施策を推進する必要があります。

こうしたことから、今後の職員数の定員適正化については、都内自治体の職員数との均衡にも配慮しながら、時代の変化や多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的・効果的な組織体制の確立、多様な雇用形態による職員の活用などにより、展開を図る必要があります。

また、職員には地域経営的発想により、政策立案・形成能力を高めていくことが求められており、多様な手法により人材の育成と活用を図るとともに、その能力を施策や事務事業に反映させられるよう、プロジェクトチームの活用や職員提案制度（注18）など、職員参画を強力に推進する必要があります、求められる職員像を示すことが不可欠です。

更には、職員一人ひとりが全体の奉仕者として適正な職務遂行に努め、職務に対する意欲を向上させるためには、心身ともに健康かつ健全で、その能力を十分に発揮できるよう、労働環境を向上させることも必要です。

（注18）市民サービスの向上により効果的・効率的な行財政運営の実現を図ることを目的として、職員の自由な発想や創意工夫に基づいて、市の施策に直結した提案を行うことができる制度。必要に応じて市長が示す課題に対して提案する課題部門と、市政全般の施策や事務改善に関し自由に提案できる自由部門がある。

（１）取組及び効果

定－１「効率的・効果的な組織体制の確立」では、多様化、高度化する行政課題のほか、新型コロナウイルス感染症対策や行政のデジタル化への対応などに伴う組織の見直しなど、様々な重点施策に対応できる組織体制の構築及び必要に応じた集中的な人員配置がなされています。

定－２「職員数の適正化」では、普通会計（注 19）における人件費比率、職員給比率について、令和 2 年度はいずれも機動的な推進体制の確立に向けた数値目標を達成しています。（次頁参照）。また、職員の採用についても、新たな試験区分として一般事務（ＩＣＴ枠）などの追加、採用試験に繋げるための応募型インターンシップの実施、電子申請・テストセンター方式の導入及び会計年度任用職員制度（注 20）の運用開始など、多様な雇用形態による職員の活用や採用試験における工夫が図られています。

定－３「人材（財）の育成と活用」では、時代の要請に応えられる職員を育成するため昭島市人財育成基本方針（注 21）の改定がなされるとともに、各種研修の充実が図られています。

また、人事評価制度については、人事評価システム（注 22）の運用により、評価結果の経年分析や面談記録の活用等、公平公正な制度運用及び人財育成に資するものとなるよう努められています。

定－４「職員参画の促進」では、若手・中堅職員を中心としたプロジェクトの活用や職員提案制度により、市の施策に直結した提案がなされています。

定－５「労働環境の向上」では、機動的な推進体制の確立に向けた数値目標として、平均年次有給休暇取得日数の対前年比 3 % 増を目指し、管理職へ職場の休暇取得状況や時間外勤務状況のヒアリングを実施し、ワーク・ライフ・バランス（注 23）の推進に向けた各種取組が実施されています（次頁参照）。

また、ストレスチェック制度（注 24）や長時間労働者による産業医面談の実施など、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組も進められています。

（注19）総務省が定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国統一に用いられる会計。

（注20）地方公務員法及び地方自治法の一部の改正により、令和2年4月に導入される新たな一般職非常勤職員制度。任用、服務規律等が整備されるほか、期末手当の支給が可能となる。

（注21）職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明らかにし、能力開発に関する諸施策の実施基準とするため、平成22年3月に策定、令和3年4月に改定。名称を人財育成基本方針に変更。

（注22）目標の明確化、効果的な人材（財）育成、意欲の向上などを実現するとともに、制度運営の効率化を図るための人事評価制度の運用支援システム。

（注23）「仕事と生活の調和」の意味で、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるような状態にあること。

（注24）平成26年に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした制度。平成27年12月施行。

- ★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標① ＝ 各年度の普通会計における人件費比率について、前年度比率以下とする。

項 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費比率	目標	13.6%以下	13.4%以下	12.7%以下	11.7%以下	—
	実績	13.4%	12.7%	11.7%	11.1%	—

※令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、現時点では「—」とした。

- ★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標② ＝ 各年度の普通会計における職員給比率について、前年度比率以下とする。

項 目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員給比率	目標	8.9%以下	8.7%以下	8.2%以下	7.7%以下	—
	実績	8.7%	8.2%	7.7%	6.4%	—

※令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、現時点では「—」とした。

- ★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標③ ＝ 定員管理については、市民サービスの質を確保しつつ、行政課題に対応した組織体制の構築に努めるとともに、地域特性や類似団体等との比較による分析を踏まえ、適正な職員数による行財政運営に努める。

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各年度の職員数 (4月1日現在)	632人	634人	631人	626人	640人	639人

※ 地方自治法に基づく派遣（注25）を除く。

- ★ 機動的な推進体制の確立に向けた目標④ ＝ 各年の平均年次有給休暇取得日数について、対前年比で3%の増加に努める。

項 目		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
各年の平均年次 有給休暇取得日数	目標	12.5日	13.7日	13.6日	13.9日	—
	実績	13.3日	13.2日	13.5日	12.9日	—

※令和3年については現時点で未算定のため、「—」とした。

（注25）地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員の能力向上や昭島市の事業と密接な関連を有する団体との人事交流等を目的として、様々な団体に職員を派遣している。令和3年4月1日現在、東京都六市競艇事業組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都後期高齢者医療広域連合に各1人ずつ、計3人の職員を派遣している。

(2) 評価

項目 コード	大項目名	中項目名	評価	
			令和2年度	令和3年度
定－1	効率的・効果的な組織体制の確立	様々な行政課題に対応できる組織体制の確立	A	A
		重点施策への人員配置	A	A
定－2	職員数の適正化	定員適正化の着実な推進	A	－
		多様な雇用形態による職員の活用	A	A
定－3	人材（財）の育成と活用	人財の育成に向けた取組の推進	A	A
		人事評価制度の推進	A	A
定－4	職員参画の促進	プロジェクトチームの活用	A	A
		職員提案制度の推進	A	－
定－5	労働環境の向上	ワーク・ライフ・バランスの推進	B	－
		メンタルヘルス対策の充実	A	A

「機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）」における取組項目は大項目が5、中項目が10項目です。

定－1「効率的・効果的な組織体制の確立」における「様々な行政課題に対応できる組織体制の確立」については、2年度においてはアキシマエンスの開館、3年度においては新型コロナウイルス感染症対策や行政のデジタル化への対応など、様々な行政課題に迅速に対応するための組織の再編と重点施策への人員配置がなされていることから、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

今後も多様化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努めていく必要があります。

定－2「職員数の適正化」における「定員適正化の着実な推進」については、2年度は数値目標である普通会計の人件費比率及び職員給比率がいずれも目標値を下回ったことや、定－1でも述べた様々な行政課題に対応するための職員配置がなされていることなどから、評価を「A」としました。なお、令和3年度の数値については、決算が確定してからの算定となるため、評価時点において未算定であることから評価を「－」としました。

また、「多様な雇用形態による職員の活用」については、職員採用試験における様々な工夫や、会計年度任用職員制度の導入などの活用が図られていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

定－3「人材（財）の育成と活用」については、職員研修の充実や人財育成

基本方針の改定及び人財育成基本計画（アクションプラン）の策定に向けた検討、人事評価システムの安定的な運用等が行われていることから、2・3年度とも評価をいずれも「A」としました。

職員の採用試験申込者数が近年減少傾向にある中、今後も引き続き優秀な人材を確保するとともに、様々な行政課題に柔軟に対応できる人材を育成・活用し、機動的な推進体制を構築していくことが重要と考えます。また、2年度より運用を開始した会計年度任用職員制度においては、フルタイム任用制度の導入、運用など、多様な雇用形態による職員の更なる活用に努めていく必要があります。

定－4「職員参画の促進」における「プロジェクトチームの活用」については、部活性化プロジェクトをはじめ、新たな総合基本計画策定や市民総合交流拠点施設建設など、市の重点施策へのプロジェクトチームによる検討が行われていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。

また、「職員提案制度の推進」については、職員参画による課題解決の機会の充実に努められ、2年度は7件の提案があったことから評価を「A」としました。なお、3年度は提案についての審査が終了していないことから評価は行わず「－」としました。

定－5「労働環境の向上」における「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、社会全体での「働き方改革」が求められている中、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた各種取組が展開されています。2年度は指標である平均年次有給休暇取得日数（12.9日）が目標日数（13.9日）に達しなかったことから評価を「B」としました。なお、3年度は日数が評価時点で未算定であるため、評価を「－」としました。

また、「メンタルヘルス対策の充実」については、ストレスチェック制度や職層別研修の実施など、メンタルヘルス不調の未然防止に努められ、病休者、高ストレス者ともピーク時より減少傾向となっていること、長時間労働者に対する産業医面談を実施するなどの対策が図られていることから、2・3年度とも評価を「A」としました。しかしながら、メンタル不全による病休者数は少ないとは言えず、今後も相談しやすい体制づくりなどメンタルヘルス対策のより一層の充実に努める必要があります。

近年の少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や、若者や働く世代を中心とした仕事や家庭に対する価値観の多様化、テレワークや行政デジタル化の推進など、自治体職員を取り巻く環境が大きく変わってきています。

これらの課題を踏まえつつ、人財育成基本方針及び人財育成基本計画に基づく人財の確保や育成、職場環境の充実などに努めていくことが重要と考えます。

2. 各取組項目の状況と評価

項目コード	1－(1)	担当課	① 防災課、福祉総務課、健康課 ② 防災課、生活コミュニティ課、指導課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	安全・安心なまちづくりの推進		

中項目名	① 危機管理体制の確立				
内 容	東日本大震災や近年多発する自然災害の教訓を踏まえ、地域防災計画の定期的な見直しや職員の災害時対応力の強化、災害時応援協定の拡大を図る。また、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）への対応など万一の事態が発生した場合に備え、国民保護計画の見直しや国民保護事業への対応力の強化等、危機管理体制の更なる充実を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域防災計画(25年度修正)に対応する食糧・物資の備蓄 ※目標備蓄数 30,000人分（避難所生活者想定人数）	・ 拝島駅前備蓄倉庫の新規整備（+1か所、2,200人分） ・ 29年度末備蓄（29,000人分）	・ 30年度末備蓄（29,000人分）	・ 元年度末備蓄（30,000人分） ・ アレルギー対応食など、要配慮者向けの食糧備蓄を実施 【個別評価：A】	・ 2年度末備蓄（30,000人分） ・ アレルギー対応食など、要配慮者向けの食糧備蓄を実施 【個別評価：A】	・ 3年度末備蓄（30,000人分） ・ 賞味期限を迎える備蓄食料の入替購入、アレルギー対応食、品目の見直し、要配慮者向けの食糧備蓄を実施 【個別評価：A】
総合防災訓練の円滑な実施	・ 総合防災訓練参加人数(1,215人) ・ 実施医療救護活動（トリアージ）訓練を導入	・ 総合防災訓練参加人数(1,122人)	・ 総合防災訓練参加人数(1,082人) ・ JR拝島駅と連携し帰宅困難者の避難所受け入れ訓練を実施 【個別評価：A】	・ 感染症対策を踏まえて20校中、14校で避難所開設、運営訓練を実施し、合計389名が参加 【個別評価：B】	・ 総合防災訓練参加人数（422人） 【個別評価：B】
災害応援協定の推進	・ 新規協定締結数（3団体）	・ 新規協定締結数（5団体）	・ 新規協定締結数（1団体） 【個別評価：A】	・ 新規協定締結数（5団体） 【個別評価：A】	・ 新規協定締結数（2団体）※12月末時点 【個別評価：A】
避難行動要支援者名簿の作成		・ 避難行動要支援者名簿（H31年1月現在）を作成	・ 名簿情報提供先（避難支援等関係者）として昭島警察署、昭島消防署等18団体と覚書を締結 【個別評価：A】	・ 新たに避難支援等関係者として8自治会が参加（1自治会が不参加）合計23自治会 【個別評価：A】	・ 避難支援等関係者から辞退の申出が3自治会 合計20自治会 ※12月末時点 【個別評価：B】
危機管理体制の強化	・ 共同利用型被災者生活再建支援システム整備	・ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）新型受信装置購入	・ 水防対策（マニュアル・体制）の見直し ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 【個別評価：A】	・ PCR検査センターの開設 ・ 緊急用薬品冷蔵庫の設置 【個別評価：A】	・ 医薬品備品リストの更新と管理体制の検討 【個別評価：A】
新型コロナウイルス感染症への対応			・ 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 【個別評価：A】	・ 公共施設の休館、開館時間短縮等の対応 ・ パーテーション、非接触型体表面温度計等必要品の購入 【個別評価：A】	・ 新型コロナウイルスワクチン接種開始（接種率85.9%） ※12月末時点 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	令和元年の台風第19号での課題やコロナ禍における災害時に備え、新たな市内水防体制に基づく職員図上訓練を実施していく。 また、新型コロナウイルス感染症対策として設置した新型コロナウイルス感染症対策本部において、様々な課題への対応を協議していく中で、新型コロナウイルス検査やワクチン接種については、引続き医師会等と連携し、安全安心な体制の確保を図っていく。 さらに、避難行動要支援者名簿については、各自治会や自主防災組織等と引き続き協力に関する覚書を締結し、避難者支援等の協力者を増やしていくとともに、令和3年4月に災害対策基本法が一部改正され、市町村に対して個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、個別避難計画の作成方法等について検討を行う。				

中項目名	② 地域の防犯・防災対策の推進				
内 容	貸出用青色パトロール車の利用促進や振り込め詐欺被害防止の取組等による防犯対策、市民自主防災組織等への支援や学校避難所運営委員会の講話等による防災意識の啓発など、地域ぐるみでの防犯・防災対策の取組の推進に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校避難所運営委員会、訓練の実施	・学校避難所運営委員会の実施(89回)	・学校避難所運営委員会の実施(74回)	・学校避難所運営委員会の実施(72回) 【個別評価：A】	・学校避難所運営委員会の実施(57回) 【個別評価：A】	・学校避難所運営委員会の実施(25回) ※12月末時点 【個別評価：A】
自主防災組織リーダーの育成 ※目標年間参加者数 100人	・自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(88人)	・自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(88人)	・自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(83人) 【個別評価：B】	令和2年度は中止 【個別評価：C】	・自主防災組織リーダー研修会年間参加者数(47人) 【個別評価：B】
特殊詐欺防止対策による自動通話録音機等の設置	・自動通話録音機設置数(120台)	・自動通話録音機設置数(100台)	・自動通話録音機設置数(220台) 【個別評価：A】	・自動通話録音機設置数(133台) 【個別評価：B】	・自動通話録音機設置数(114台) ※12月末時点 ・本庁舎ATM横への特殊詐欺防止アナウンス機器の設置 【個別評価：A】
駅前への街頭防犯カメラの設置(設置台数 25台) 公共施設等への防犯カメラの設置	・29年度末市内各駅周辺設置率(90%)	・東中神駅北口への街頭防犯カメラの設置(2台) ・30年度末市内各駅周辺設置率(100%)	・学童クラブへの防犯カメラ設置(9台) 【個別評価：A】	設置から7年が経過した街頭防犯カメラ4台を更新 【個別評価：A】	設置から7年が経過した街頭防犯カメラ4台を更新 【個別評価：A】
小・中学校におけるスクールガードリーダーの配置	・配置校数(19校全校)	・配置校数(19校全校)	・配置校数(19校全校) 【個別評価：A】	・配置校数(19校全校) 【個別評価：A】	・配置校数(19校全校) 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	街頭防犯カメラについては機器の更新時期を迎えるものから順次更新を行い、適切な維持管理を実施し、安全・安心な取組を進めていく。また、街路灯については計画的なLED等省エネルギー器具への交換を進める。 また、コロナ禍における感染対策を講じた上で学校避難所運営委員会の開催や自主防災組織リーダー研修会のさらなる充実を目指し、マニュアルの更新や参加者数の増加を目指す取組を実施していく。スクールガード・リーダーによる登下校区域の見守り、学校公開に合わせたセーフティ教室の実施等、引き続き地域ぐるみでの防犯・防災対策の取組の推進に努めていく。				

項目コード	1－(2)	担当課	① 広報課、産業活性課、関係各課 ② 関係各課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	積極的な情報発信		

中項目名	① 効果的・戦略的な情報発信の推進				
内 容	広報あきしまや市ホームページ、公式Twitter（ツイッター）、公式動画チャンネルなどの様々な広報媒体を活用し、タイムリーでわかりやすい情報の提供や、昭島市の魅力を市内外に効果的・戦略的に発信し、シティプロモーションの視点による広報活動を推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公式ツイッター等を活用した情報提供	・ツイート数（528回） ・年度末フォロワー数（2,244人/目標:令和元年度までに3,500人）	・ツイート数（484回） ・年度末フォロワー数（2,720人/目標:令和元年度までに3,500人）	・ツイート数（499回） ・年度末フォロワー数（3,855人/目標:令和元年度までに3,500人） ・KOTORIホール（市民会館）、公民館公式ツイッター運用開始（2月より実施）	・ツイート数（447回） ・年度末フォロワー数（5,043人） ・KOTORIホール（市民会館）、公民館公式ツイッター ツイート数 42回	・ツイート数（368回） ・フォロワー数（6,323人） ・KOTORIホール（市民会館）、公民館公式ツイッター ツイート数 24回 フォロワー数 537人 ・公式Instagramの運用開始 投稿数119件 フォロワー数1,177人 ※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
市職員採用PR動画やショートムービーの作成・公開	・動画作成本数（27本/目標:10本） ・動画視聴回数（延べ10,051回）	・動画作成本数（21本/目標:10本） ・動画視聴回数（延べ4,036回）	・動画作成本数（13本/目標:10本） ・動画視聴回数（延べ4,033回）	・動画作成本数（11本/目標:10本） ・動画視聴回数（延べ3,547回）	・動画作成本数（10本/目標:10本） ・動画視聴回数（延べ6,134回） ※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
昭島ロケーションサービスによるロケ受入	・ロケ実績数（136回/目標:60回）	・ロケ実績数（139回/目標:70回）	・ロケ実績数（143回/目標:80回）	・ロケ実績数（92回/目標:80回）	・ロケ実績数（74回/目標:80回） ※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
市民便利帳の発行 市勢要覧の発行		・市民便利帳作成（60,000部）	・市勢要覧の作成（2,500部）	・令和2年度の作成なし	・令和3年度の作成なし
			【個別評価：A】	【個別評価：－】	【個別評価：－】
市ホームページの運用			・市ホームページのリニューアルを実施	・市ホームページのアクセス数（2,750,707件）	・市ホームページのアクセス数（2,270,761件）※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	新型コロナウイルス感染症の影響により、公共施設の利用制限からロケ実績数が減少となった一方で、引き続き市内事業者応援金などの事業実施にあたり、市民に必要な情報をタイムリーに発信することの重要度は増した。今後もホームページの更なる更新や市政、イベントなどの情報提供及びPR動画作成に加え、運用を開始した公式Instagramの充実など、必要な情報提供や昭島の魅力を広める取組を継続していく。引き続き多様な媒体を活用しながらタイムリーな情報発信に努めていく。				

中項目名	② 携帯端末を活用した情報発信サービスの充実				
内 容	携帯メールによる情報発信サービスや、スマートフォン・タブレット端末向けアプリについて、市民ニーズや携帯端末の特性を活かした広報内容を検討するなど、サービスの充実を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
携帯メール情報サービス、電話応答サービスによる災害情報の伝達	・サービスの実施	・サービスの実施	・サービスの実施 【個別評価：A】	・サービスの実施 【個別評価：A】	・サービスの実施 【個別評価：A】
防災行政無線のデジタル化 ※平成29～令和3年度に新設を含む68施設の更新を予定	・実施施設数（1施設）	・実施施設数（28施設）	・実施施設数（16施設） 【個別評価：A】	・実施施設数（12施設） ・防災行政無線戸別受信機使用料等補助事業 【個別評価：A】	・実施施設数（11施設） ・防災行政無線戸別受信機使用料等補助事業 【個別評価：A】
各種アプリの配信	・ごみ分別アプリの配信（6月より、ダウンロード2,763件）	・ごみ分別アプリの配信（ダウンロード5,078件） ・あきしま子育てアプリの配信（10月より、ダウンロード704件）	・ごみ分別アプリの配信（ダウンロード7,932件） ・あきしま子育てアプリの配信（ダウンロード1,319件） 【個別評価：A】	・ごみ分別アプリの配信（ダウンロード11,030件） ・あきしま子育てアプリの配信（ダウンロード1,930件） 【個別評価：A】	・ごみ分別アプリの配信（ダウンロード13,537件） ※12月末時点 ・あきしま子育てアプリの配信（ダウンロード2,416件） ※12月末時点 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	携帯メール情報サービス及び電話応答サービス等を引き続き実施し、災害情報の確実な伝達に努めていく。 また、各種アプリの配信は今後も利用者が増加するよう市民へのPR・啓発に努めるとともに、新たなアプリの提供やオンライン面談の体制づくりなどについても調査、研究していく。				

項目コード	1－(3)	担当課	① 生活コミュニティ課、関係各課 ② 産業活性課、関係各課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	多種多様な連携・協力の推進		

中項目名	① 市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進				
内 容	地域の課題や問題の解決が図られるよう、自治会を中心に様々な団体と柔軟かつ有機的に連携し、市民とともにまちづくりの推進に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会への加入促進	- 自治会数（96自治会） - 自治会加入率（35.8%） - 転入者への加入案内配布 - 自治会集会施設整備補助（3件）	- 自治会数（98自治会） - 自治会加入率（35.4%） - 転入者への加入案内配布 - 自治会集会施設整備補助（3件）	- 自治会数（98自治会） - 自治会加入率（34.9%） - 転入者への加入案内配布 - 自治会集会施設整備補助（4件） - 宅地開発事業者への自治会設立の要望（1団体設立） 【個別評価：B】	- 自治会数（101自治会） - 自治会加入率（34.8%） - 転入者への加入案内配布 - 自治会集会施設整備補助（6件） - 宅地開発事業者への自治会設立の要望（設立なし） 【個別評価：B】	- 自治会数（100自治会） - 自治会加入率（33.3%） - 転入者への加入案内配布 - 自治会集会施設整備補助（7件） - 宅地開発事業者への自治会設立の要望（設立なし） ※12月末時点 【個別評価：B】
市民活動支援事業補助制度の実施	補助団体数（2団体）	補助団体数（1団体）	補助団体数（4団体） 【個別評価：A】	補助団体数（4団体） 【個別評価：A】	補助団体数（2団体） ※12月末時点 【個別評価：A】
市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンの実施	- 市内クリーン運動参加者数（2,570人） - 喫煙マナーアップキャンペーン実施回数（5回）	避難行動要支援者名簿（H31年1月現在）を作成	- 市内クリーン運動参加者数（1,892人） - 喫煙マナーアップキャンペーン実施回数（6回） 【個別評価：B】	- 喫煙マナーアップキャンペーン実施回数（1回） - 啓発看板の貸出、路面シート設置 【個別評価：B】	- 喫煙マナーアップキャンペーンの規模を縮小し実施 - 啓発看板の貸出、路面シート設置 【個別評価：B】
アダプト制度の推進	アダプト団体数（道路：24団体、公園：17団体）	アダプト団体数（道路：25団体、公園：17団体）	アダプト団体数（道路：27団体、公園：16団体） 【個別評価：A】	アダプト団体数（道路：26団体、公園：16団体） 【個別評価：A】	アダプト団体数（道路：28団体、公園：16団体） ※12月末時点 【個別評価：A】
評 価	B	B	B	B	B
今後の取組方針	今後も自治会への加入促進を図るため、転入者への自治会加入案内の配布をはじめ、様々な方法や新たな手法を模索し、自治会連合会と連携しながら、自治会設立や自治会加入に向けて働きかけを行っていく。 また、昭島市環境基本計画に基づき、自治会や市内企業が中心となって活動している市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンなどの各種取組においては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、啓発活動方法について検討をしていく。				

中項目名	② 多種多様な連携・協力体制の拡充				
内 容	企業や大学、NPO等との多種多様な連携・協力について、他自治体の取組事例等を調査・研究するとともに、更なる事業の展開を図り、地域の活性化や市民サービスの向上に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産業の連携の推進	- 産業まつり開催（来場者数76,000人/目標:75,000人） - 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展の開催	- 産業まつり開催（来場者数78,000人/目標:75,000人） - 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展の開催 - まちづくり企業サミットの開催（参加12団体）	- 産業まつり開催（来場者数80,000人/目標:75,000人） - 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展の開催	令和2年度は、いずれも実施せず	- 産業まつり（中止） - 産業サポートスクエアTAMAとの連携によるたま工業交流展は規模を縮小しての実施を検討中（令和4年3月実施予定）
事業承継に関する取組	事業承継セミナーの開催（参加社数35社/目標:10社）	事業承継セミナーの開催（参加社数10社/目標:10社）	商工会、企業との連携による開催を検討	商工会、企業、近隣市との連携による開催を検討	福生市、福生市商工会、昭島市商工会と事業承継に関する連携事業を実施
大学との連携		多摩大学との連携協定の締結	多摩大学等と連携し、工業の見える化プロジェクトを実施	令和2年度は、実施せず	下半期の実施に向けた検討
企業や団体との連携			- 武藤順九彫刻園の開設（来場者数11,884人） - 栗田工業（ウォーターガッシュ）との連携	武藤順九彫刻園の運営支援（来場者数12,433人）	- 武藤順九彫刻園の運営支援（来場者数11,848人） ※12月末時点 - 郵便局との包括連携協定 - 学術・文化・産業ネットワーク多摩への加盟
評 価	A	A	A	B	B
今後の取組方針	新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しているため、各連携事業においては従前の実施方法では困難な状況であった。感染状況を注視しつつ、多様な実施方法を検討しながら、各種事業を実施していく。 また、多摩大学等との連携を継続する中で、コロナ禍の状況を踏まえ、工業の見える化プロジェクト等の事業実施について検討をしていく。 さらに、武藤順九彫刻園の運営支援や栗田工業ウォーターガッシュとの連携を継続するほか、平成30年度に開催した「まちづくり企業サミット」の2回目の開催に向けての検討など、市内企業との更なるまちづくりを推進していく。				

項目コード	1－(4)	担当課	① 行政経営担当、関係各課 ② 情報推進課
基本方針	時代を捉えたまちづくりの推進		
大項目名	窓口サービスの充実		

中項目名	① 窓口サービスの質的向上				
内 容	福祉や税金等における窓口での諸手続きについて、マイナンバー（社会保障・税番号）制度を利用した情報連携の運用に努めるとともに、質の高い窓口サービスの提供を推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
マイナンバー制度に係る情報連携	・マイナンバーカード 交付枚数（年3,835枚、累計13,914枚）	・マイナンバーカード 交付枚数（年3,360枚、累計17,274枚）	・マイナンバーカード 交付枚数（年3,776枚、累計21,040枚） 【個別評価：A】	・マイナンバーカード 交付枚数（年11,897枚、累計32,937枚） 【個別評価：A】	・マイナンバーカード 交付枚数（13,145枚、累計46,082枚） ※12月末時点 【個別評価：A】
住民票写し等のコンビニエンスストア交付サービスの実施	・コンビニ交付枚数 （1,871枚）	・コンビニ交付枚数 （2,946枚）	・コンビニ交付枚数 （3,722枚） 【個別評価：A】	・コンビニ交付枚数 （6,212枚） 【個別評価：A】	・コンビニ交付枚数 （7,523枚） ※12月末時点 【個別評価：A】
A I ・ R P A の導入			・ A I ・ R P A の導入 についての調査、研究 【個別評価：B】	・ A I ・ R P A の導入 についての検討 ・ 市民課窓口への自動 窓口受付システム導入 【個別評価：A】	・ 国民健康保険のレセ プト点検業務への A I ・ R P A の導入 ・ キャッシュレス決済 機能の導入 【個別評価：A】
評 価	B	B	B	A	A
今後の取組方針	業務効率化のため、継続して情報連携の適切な運用を図るとともに、マイナンバーカードの交付枚数の増加に取り組むにつ、新型コロナウイルス感染症を契機とした今後の窓口サービスのあり方について引き続き検討していく。 また、新型コロナウイルス感染症予防対策や、行政のデジタル化の推進に向け、市全体の業務を見直し、将来的にさらなる窓口サービスの充実に向け、A I（人工知能）や R P A（ロボットを活用した業務の自動化）の活用等、B P R（業務改善）の取組について検討を図っていく。				

中項目名	② 基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進				
内 容	市民ニーズの多様化や行政需要の増大などの変化を的確に把握し、市民の利便性向上を図るため、基幹系システムの計画的な更新による最適化を推進し、窓口業務の質的向上に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基幹系システムの計画的な更新		・基幹系（住民情報）システム用サーバー、パソコン、プリンタの更新	・幼児教育無償化に伴う子ども子育て支援システムの改修	更新を行うシステムがなかった	更新を行うシステムがなかった
評 価	—	A	A	—	—
今後の取組方針	今後、国が進めているシステム標準化及びガバメントクラウドへの移行が予定されており、移行を見据えたシステム及び機器の更新を計画的・効率的に実施する。				

項目コード	2－(1)	担当課	①②納税課
基本方針	財源の確保		
大項目名	税収の確保		

中項目名	① 収納率向上に向けた取組				
内 容	徴収担当職員の税法の知識及び事務能力の向上や、訪問及び夜間等の電話催告の実施等による収納体制を強化し、加えて差押などの滞納処分の強化を図ることにより、市税等の収納率向上に向けた取組を継続して進める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
【数値目標】 市税の収納率について、各年度とも多摩26市の平均以上とする。	・現年課税分99.4％ ・滞納繰越分34.5％ ・合計98.0％(26市平均98.2％)	・現年課税分99.5％ ・滞納繰越分38.2％ ・合計98.5％(26市平均98.5％)	・現年課税分99.4％ ・滞納繰越分34.6％ ・合計98.6％(26市平均98.7％)	・現年課税分99.2％ ・滞納繰越分36.5％ ・合計98.5％(26市平均98.6％)	・現年課税分70.3％ ・滞納繰越分27.6％ ・合計69.7％(26市平均70.5％) ※12月末時点
			【個別評価：B】	【個別評価：B】	【個別評価：A】
国民健康保険税の収納対策	・現年課税分93.7％ ・滞納繰越分26.8％ ・合計81.9％	・現年課税分94.1％ ・滞納繰越分30.0％ ・合計83.8％	・現年課税分93.9％ ・滞納繰越分26.8％ ・合計83.9％	・現年課税分93.7％ ・滞納繰越分25.2％ ・合計85.2％	・現年課税分64.0％ ・滞納繰越分20.2％ ・合計58.0％ ※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
滞納整理の強化	・休日窓口開設（12日、445人） ・訪問徴収（314件） ・電話催告（6,862件） ・滞納処分差押件数（不動産39件、動産10件、預貯金等877件）	・休日窓口開設（12日、464人） ・訪問徴収（374件） ・電話催告（5,053件） ・滞納処分差押件数（不動産118件、動産38件、預貯金等1,090件）	・休日窓口開設（12日、540人） ・訪問徴収（364件） ・電話催告（4,961件） ・滞納処分差押件数（不動産46件、動産19件、預貯金等872件）	・休日窓口開設（12日、269人） ・電話催告（3,249件） ・滞納処分差押件数（不動産5件、動産0件、預貯金等244件）	・休日窓口開設（9日、263人） ・訪問催告（106件） ・電話催告（3,849件） ・滞納処分差押件数（不動産16件、動産1件、預貯金等348件） ※12月末時点
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	徴収率については、26市平均と同程度で推移しており、今後も着実に収納率向上の取組を推進していく。また、引続き新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における滞納整理の手法について、検討していく。				

中項目名	② 多様な納税方法の推進				
内 容	コンビニ収納及びクレジット収納について、引き続き利用促進を図るとともに、マルチペイメントネットワークなどの活用を検討し、多様な納税方法により納税者の利便性向上に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
多様な納税方法の推進	・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知	・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知	・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知	・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知	・口座振替の利用促進、コンビニ収納、クレジット収納による納付方法の周知 ・共通納税システムの対象税目拡大やQRコード付納付書の導入に向けた検討
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	引続き納付方法の周知に努めながら、デジタル化が進む中において、納税者の利便性の向上を図るスマート決済等に向けた、多様な納税方法について検討をしていく。				

項目コード	2－(2)	担当課	① 行政経営担当、契約管財課、関係各課 ② 管理課
基本方針	財源の確保		
大項目名	公有財産の有効活用に向けた多角的な検討		

中項目名	① 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組				
内 容	市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「3－(4) 公共施設マネジメントの推進」にも掲載				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
遊休地の活用に向けた検討	・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催（3回） ・普通財産の有効活用の検討	・普通財産1件の公売を実施（落札価格80,080千円／予定価格70,788千円）	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施 ・公有財産遊休地の利活用に向けた検討を実施	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施 ・公有財産利活用調査の実施 ・普通財産2件の売却（売却価格計4,043,203円）
評 価	A	A	B	B	A
今後の取組方針	引き続き、遊休地の公売についてフォローアップを行いつつ、公有財産利活用調査結果を踏まえた（仮称）昭島市公有財産利活用方針に基づき、今後早急に利活用を検討すべき公有財産について、調査・分析等を行いながら検討を進めていく。				

中項目名	② 特定公共物の適切な管理、売却				
内 容	市が保有する里道や水路などの特定公共物について、求積や占有の有無等を把握し適切な管理に努める。また、これらのうち有効活用が見込めるものについては、積極的な売却に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定公共物の有効活用についての検討	・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催（3回） ・特定公共物の有効活用の検討				
特定公共物の適切な管理、売却	・売却面積（172.16㎡、5件） ・売却収入額（16,052,139円）	・売却面積（372.44㎡、4件） ・売却収入額（26,454,258円）	・売却面積（225.30㎡、4件） ・売却収入額（25,183,864円） 【個別評価：A】	・売却面積（372.43㎡、8件） ・売却収入額（29,051,056円） 【個別評価：A】	・売却面積（160.51㎡、5件） ・売却収入額（16,586,992円） ※12月末時点 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後も特定公共物の適切な管理に努め、時期を見極めて、有効活用が見込めるものについては売却に向けた取組を進めていく。				

項目コード	2－(3)	担当課	①② 行政経営担当、関係各課
基本方針	財源の確保		
大項目名	受益者負担の見直し		

中項目名	① 受益者負担の定期的な見直し				
内 容	使用料・手数料について、引き続き定期的な検証・見直しを図ることにより、受益者から適正な負担を求め、公平・公正の確保に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受益者負担の見直しについての検討	・使用料及び手数料についての庁内調査を実施 ・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討	・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討	・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討	・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討	・庁内調査結果及び他市の状況等を参考に検討
評 価	B	B	B	B	B
今後の取組方針	今後の経済状況や市民一人あたりの経費を考慮し、受益者負担の見直しについては、新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、他市の動向も参考にしながら慎重に対応していく。				

中項目名	② 新たな受益者負担の導入				
内 容	現在市が無料で提供しているサービスについて、一部の市民に限定されるサービスの場合は、受益者負担の導入に向けた検討を行う。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新たな受益者負担の導入に関する検討	・サービスについての調査・研究 ・教育福祉総合センター使用料（シアター、講習・研修室、駐車場）の検討	・サービスについての調査・研究 ・教育福祉総合センター条例の施行	・サービスについての調査・研究 ・教育福祉総合センター（アキシマエンス）条例施行規則の施行（附属設備等の使用料を規定）	・サービスについての調査・研究	・サービスについての調査・研究
評 価	C	C	B	C	C
今後の取組方針	今後も受益者負担見直しの検討とともに、今後の経済状況を考慮しつつ、新たな受益者負担導入や今までの見直しの結果の評価について引き続き調査・研究をしていく。				

項目コード	2－(4)	担当課	①② 企画政策課(令和元年度まで財政課、令和2年度より企画政策課)
基本方針	財源の確保		
大項目名	ふるさと納税の推進		

中項目名	① ふるさと納税の推進				
内 容	ふるさと納税を更に推進していくため、返礼品目や返礼対象寄附額などを定期的に見直すとともに、市ホームページやふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の充実に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ふるさと納税による寄附	・寄附件数（229件/目標:10件） ・寄附額（8,835千円） 【参考】 他自治体へのふるさと納税（105,473千円）	・寄附件数（316件/目標:15件） ・寄附額（5,065千円） 【参考】 他自治体へのふるさと納税（147,438千円）	・寄附件数（723件/目標:350件） ・寄附額（79,656千円） 【参考】 他自治体へのふるさと納税（163,543千円） 【個別評価：A】	・寄附件数（543件/目標:350件） ・寄附額（49,876千円） 【参考】 他自治体へのふるさと納税（218,454千円） 【個別評価：A】	・寄附件数（523件/目標:350件） ・寄附額（15,370千円） ※12月末時点 【個別評価：A】
ふるさと納税の推進に向けた取組	・ポータルサイトの活用 ・返礼品目の拡充（9種増、計13種） ・返礼対象寄附額の複数化	・ポータルサイトの活用 ・返礼品目の拡充（12種増、1種減、計24種） ・返礼対象寄附額の複数化	・ポータルサイトの活用 ・返礼品目の拡充（20種増、5種減、計39種） ・返礼対象寄附額の複数化 【個別評価：A】	・ポータルサイトの活用 ・返礼品目の見直し（4種増、1種減、計42種） ・返礼対象寄附額の複数化 【個別評価：A】	・ポータルサイトの活用 ・返礼品目の見直し（3種増、6種減、計39種） ※12月末時点 ・返礼対象寄附額の複数化 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後もふるさと納税制度への対応を図りつつ、魅力的な返礼品目を選定するとともに、市の魅力を情報発信しながら、より多くの方に寄附いただけるよう取組を推進していく。				

中項目名	② 事業費の財源確保に向けた取組				
内 容	特定の事業に対する寄附金の使途限定や、クラウドファンディングの活用など、事業費の財源確保に向けた取組を行う。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄附金使途の選択肢の多様化	・寄附金使途の選択肢に第五次総合基本計画施策大綱に基づく分野別指定、高等学校等の生徒への奨学金及び教育福祉総合センターの整備を追加	・寄附金使途の選択肢についてホームページにて公表	・寄附金使途の選択肢についてホームページにて公表 【個別評価：A】	・寄附金使途の選択肢についてホームページにて公表 ・指定寄附金として、新型コロナウイルス感染症対策指定寄附金（19,921千円）、児童育成手当受給世帯緊急支援給付事業指定寄附金（6,000千円）、ひとり親家庭支援事業寄附金（7,000千円）の項目を追加 【個別評価：A】	・寄附金使途の選択肢についてホームページにて公表 【個別評価：A】
クラウドファンディングの取組		・クラウドファンディング活用事業等についての検討	蒸気機関車（D51）改修のためのクラウドファンディング活用事業の実施（寄附金額：8,222千円/目標額：令和2年12月までに8,000千円） 【個別評価：A】	蒸気機関車（D51）改修のためのクラウドファンディング活用事業の実施（寄附金額：3,547千円/令和元年度、2年度合計11,769千円） 【個別評価：A】	・クラウドファンディング活用事業等についての検討 【個別評価：B】
評 価	A	A	A	A	B
今後の取組方針	クラウドファンディング事業については、令和2年度で終了となったが、今後は、市の魅力発信や事業費の財源を確保する手法の一つとして、新たなクラウドファンディング事業の実施及び活用方法について検討する。				

項目コード	2-(5)	担当課	①② 行政経営担当、関係各課
基本方針	財源の確保		
大項目名	更なる歳入の確保		

中項目名	① 施設命名権収入及び広告掲載料の拡充				
内 容	現在、市民会館及び市民球場に導入しているネーミングライツ（施設命名権）について、既存施設における命名権収入の確保に努めるとともに、他の公共施設等への導入について調査・研究を行う。また、広告掲載料についてもホームページバナー広告など既存の広告掲載の拡充に努めるとともに、新たな広告媒体への掲載についての調査・研究を行う。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ネーミングライツによる収入確保	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,000千円）	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,300千円）	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,300千円） ・KOTORIホール（市民会館）におけるネーミングライツ協定を更新 【個別評価：A】	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・収入額（3,300千円） ・ネッツ多摩 昭島スタジアム（市民球場）におけるネーミングライツ協定を更新 【個別評価：A】	・パートナー事業者数（2社/目標:2社） ・予定収入額（3,300千円） 【個別評価：A】
ホームページ等広告掲載料による収入確保	・広告掲載料収入額（4,245千円）	・広告掲載料収入額（4,140千円）	・広告掲載料収入額（4,461千円） 【個別評価：A】	・広告掲載料収入額（3,981千円） 【個別評価：A】	・広告掲載料収入額（2,669千円） ※12月末時点 【個別評価：A】
広告入冊子等の寄贈受入	・こんにちは赤ちゃんガイドブック（2,000部） ・窓口用封筒（82,000枚）	・市民便利帳（60,000部） ・介護保険サービスガイド（2,500部） ・マイエンディングノート（1,000部） ・窓口用封筒（76,000枚）	・介護保険サービスガイド（2,500部） ・マイエンディングノート（1,000部） ・窓口用封筒（74,000枚） 【個別評価：A】	・マイエンディングノート（1,000部） ・窓口用封筒（74,000枚） 【個別評価：A】	・マイエンディングノート（900部） ・窓口用封筒（60,000枚） ・おくやみハンドブック（1,400部） ※12月末時点 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	令和元年度にはKOTORIホールを、令和2年度はネッツ多摩 昭島スタジアムのネーミングライツ協定の更新を行った。引き続き、ネーミングライツ・パートナーによる収入確保の継続に努めながら、地元企業名を広く周知するとともに、新たな広告媒体への掲載について調査・研究をしていく。				

中項目名	② 新たな歳入の確保に向けた取組				
内 容	「①施設命名権収入及び広告掲載料の拡充」による歳入確保の取組のほか、様々な経営資源を活用した新たな歳入確保策について検討し、自主財源の創出に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新たな歳入の確保に向けた取組	・新たな歳入確保策についての調査、研究 ・職員提案制度による提案（趣旨採用2件）	・新たな歳入確保策についての調査、研究	・新たな歳入確保策についての調査、研究	・新たな歳入確保策についての調査、研究	・中神駅自由通路への広告板設置（広告料収入 102千円） ※12月末時点 ・新たな歳入確保策についての調査、研究
評 価	B	B	B	B	A
今後の取組方針	引き続き、新たな歳入確保策について調査・研究し、自主財源の創出に努める。				

項目コード	3－(1)	担当課	① 行政経営担当
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	行政評価制度の再構築		

中項目名	① 行政評価制度の再構築				
内 容	事務事業評価について、次年度の予算編成への更なる活用が図られるよう、対象事業の絞り込みや評価シートの見直し等を行い、効率的・効果的な手法等による制度の再構築に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
事務事業評価の実施	・29年度事務事業評価対象事業数 (内部評価476事業)	・30年度事務事業評価対象事業数 (内部評価485事業)	・元年度事務事業評価対象事業数 (内部評価417事業)	・２年度事務事業評価対象事業数 (内部評価108事業) ・対象事業数の見直し	・３年度事務事業評価対象事業数 (内部評価108事業) ・対象事業数の見直し
			【個別評価：B】	【個別評価：B】	【個別評価：B】
事務事業評価を踏まえた既存事業の見直し	・見直しによる翌年度予算への効果額 (66,357千円、H24当初予算からの累計502,773千円)	・見直しによる翌年度予算への効果額 (40,405千円、H24当初予算からの累計543,178千円)	・見直しによる翌年度予算への効果額 (43,641千円、H24当初予算からの累計586,819千円)	・見直しによる翌年度予算への効果額 (185,785千円、H24当初予算からの累計772,604千円)	
			【個別評価：A】	【個別評価：A】	【個別評価：－】
評 価	B	B	B	B	B
今後の取組方針	事務事業評価を踏まえた既存事業の見直しにより、内部評価対象事業については、一定の経常経費の削減を図ることができた。 今後の行政評価制度については、令和４年度からの新たな総合基本計画に基づき、そのあり方も含め検討を進めていく。				

項目コード	3－(2)	担当課	① 行政経営担当、関係各課
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	補助金等の適正化		

中項目名	① 補助金等の適正化				
内 容	各種団体等に対する補助金や交付金、負担金について、予算編成過程などを中心に必要性や金額等を定期的に検証し、見直しを図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
補助金等の適正化に関する検討	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究 ・昭島市準公金に係る現金取扱基準に基づく適正化の実施	・予算編成過程での検証 ・適正化に関する調査・研究 ・昭島市準公金に係る現金取扱基準に基づく適正化の実施
評 価	B	B	B	A	A
今後の取組方針	引き続き、予算編成過程において必要性や金額等を検証しながら、補助金等のあり方について調査、研究を進め、適正化の取組を進めていく。また、コロナ禍により未実施となった事業については、補助金額等の妥当性について検討していく。 さらに、準公金の取扱については、引き続き検査等を実施していく中で、適正な取扱いに努めていく。				

項目コード	3－(3)	担当課	①② 行政経営担当
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	民間活力の有効活用		

中項目名	① 民間委託の推進				
内 容	民間委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら、給食調理、施設の維持管理や清掃などの業務について、聖域を設けることなく積極的に民間委託を推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
民間委託の推進	・なしのき保育園民営化（保育士を含む職員20名を社会福祉事業団に条例派遣） ・業務職員減員数（6名）	・業務職員減員数（12名）	・業務職員減員数（4名）	・業務職員減員数（4名）	
評 価	A	A	A	A	—
今後の取組方針	直営で行っている業務について、民間委託の可能性や必要性、費用対効果を見極めながら、可能なものについては積極的に民間委託を実施していく。 また、技能労務職については引き続き退職不補充を原則としつつ民間委託を進め、職員数の適正化に努めている。				

中項目名	② 指定管理者制度やPPP／PFIの活用				
内 容	公共施設等の管理・運営について、施設の特性を踏まえ、最も効率的・効果的な手法を検討する中で、指定管理者制度やPPP／PFIなど民間活力を活用した行政サービスを拡充し、地域経営を意識した施設運営を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
指定管理者制度の活用	・指定管理者制度実施件数（1件・自転車等駐車場の管理運営）	・指定管理者制度実施件数（1件・自転車等駐車場の管理運営） ・教育福祉総合センター及び市民図書館の指定管理者決定	・指定管理者制度実施件数（2件・自転車等駐車場の管理運営、市民図書館の運営） 【個別評価：A】	・指定管理者制度実施件数（2件・自転車等駐車場の管理運営、市民図書館の運営） 【個別評価：A】	・指定管理者制度実施件数（2件・自転車等駐車場の管理運営、市民図書館の運営） 【個別評価：A】
PPP／PFIの活用	・PPP/PFIについての事例研究	・たま公民連携PPP/PFIプラットフォームへの参画（3回）	・たま公民連携PPP/PFIプラットフォームへの参画（1回） ・子ども発達プラザホエールの開設 【個別評価：A】	・地方ブロックプラットフォームへの参加（1回） 【個別評価：A】	・公有財産利活用調査に結果等を踏まえたPPP/PFIの活用調査、研究 【個別評価：A】
評 価	B	A	A	A	A
今後の取組方針	平成31年4月から運営が開始された市民図書館の指定管理者制度については、担当課において施設運営やサービスの提供についてモニタリングを行いながら、市民サービスの充実を図っている。 また、公有財産利活用調査結果等を踏まえつつ、指定管理者制度やPPP／PFIの活用について調査、研究を行い、引き続き市の施設運営等への民間活力の活用に向けた取組を進めていく。				

項目コード	3－(4)	担当課	① 行政経営担当、関係各課 ② 行政経営担当、契約管財課、関係各課
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	公共施設マネジメントの推進		

中項目名	① 公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進				
内 容	公共施設等総合管理計画に定める公共施設の縮減目標の達成等に向け、施設の老朽化調査や修繕計画の作成、施設ごとの計画（個別施設計画）の策定など、計画の基本方針及び実施方針に基づく取組を着実に推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
個別施設計画策定（令和元年度中）に向けた取組	・庁内説明会の実施 ・簡易老朽化調査の実施 ・保全計画工程表の作成	・公共施設計画検討部会の設置 ・作業部会の設置 ・一部施設の意向調査、現地調査 ・施設別調査票の作成	・公共施設等総合管理計画推進検討委員会の設置及び開催（3回） ・市民向けワークショップの開催（2回） ・パブリックコメントの実施	・公共施設等総合管理計画推進検討委員会の開催（2回） ・公共施設等総合管理計画における個別施設計画の策定	・公共施設等総合管理計画推進検討委員会の開催（4回） ・公共施設等総合管理計画の改定
評 価	A	A	B	A	A
今後の取組方針	公共施設等総合管理計画については、基本的な考え方を昭島市総合基本計画に包含し、改定を行ったことから、今後もその内容を踏まえ、各施設の適切な維持管理等に努めつつ、公共施設マネジメントを推進していく。				

中項目名	② 遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）				
内 容	市が保有する財産のうち、活用がなされていない遊休地について、公共施設の再編に配慮しながら多角的な検討を行い、積極的な売却や貸付に努める。 ※「2－(2) 公有財産の有効活用に向けた多角的な検討」にも掲載				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
遊休地の活用に向けた検討	・公有財産の有効活用に関するプロジェクトチーム会議の開催（3回） ・普通財産の有効活用の検討	・普通財産1件の公売を実施（落札価格80,080千円／予定価格70,788千円）	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施 ・公有財産遊休地の利活用に向けた検討	・遊休地での広告掲出による歳入確保の検討や売却に向けた交渉を実施 ・公有財産利活用調査の実施 ・普通財産2件の売却（売却価格計4,043,203円）
評 価	A	A	B	B	A
今後の取組方針	引き続き、遊休地の公売についてフォローアップを行いつつ、公有財産利活用調査結果を踏まえた（仮称）昭島市公有財産利活用方針に基づき、今後早急に利活用を検討すべき公有財産について、調査・分析等を行いながら検討を進めていく。				

項目コード	3－(5)	担当課	① 企画政策課、関係各課
基本方針	効率的・効果的な財政運営		
大項目名	広域連携の推進		

中項目名	① 広域連携の推進				
内 容	公共施設の相互利用や職員の人事交流、外部監査の実施など、市民の利便性の向上や経費削減の面から、既存の連携事業の拡充や新たな連携の検討など、様々な広域連携の取組を推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
図書館の相互利用	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市）	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市）	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市） 【個別評価：A】	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市） 【個別評価：A】	・相互利用実施自治体数（4自治体＝立川市、福生市、武蔵村山市、あきる野市） 【個別評価：B】
滞納整理事務に係る人事交流	・連携自治体数（1自治体＝立川市） ・滞納整理事務に係る搜索、タイヤロックの実施	・連携自治体数（1自治体＝立川市） ・滞納整理事務に係る搜索、タイヤロックの実施	・連携自治体数（1自治体＝立川市） ・滞納整理事務に係る搜索の実施 【個別評価：A】	・連携自治体数（1自治体＝立川市） 【個別評価：B】	・連携自治体数（1自治体＝立川市） 【個別評価：B】
情報セキュリティ外部監査	・連携自治体数（3自治体＝福生市、羽村市、あきる野市）	・連携自治体数（3自治体＝福生市、羽村市、あきる野市）	・連携自治体数（3自治体＝福生市、羽村市、あきる野市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（4自治体＝福生市、羽村市、あきる野市、多摩市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（4自治体＝福生市、羽村市、あきる野市、多摩市） 【個別評価：B】
環境マネジメントシステムに係る相互環境監査	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市）	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市）	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（3自治体＝府中市、調布市、日野市） 【個別評価：B】
創業支援事業	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） ・T. A. F. 創業セミナーの開催（13回）	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） ・T. A. F. 創業セミナーの開催（13回）	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） 【個別評価：A】	・連携自治体数（2自治体＝立川市、福生市） 【個別評価：B】
評 価	A	A	A	A	B
今後の取組方針	引き続き市民の利便性の向上や経費削減の面から、既存の連携事業を進めるとともに、事業の拡充や新たな連携について検討していく。				

項目コード	4－(1)	担当課	① 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政計画の見直し		

中項目名	① 中期財政計画の見直し				
内 容	中期財政計画について、実施計画の策定や社会経済状況の変化などを捉え、適切な見直しを行い、将来の財政見直しを可能な範囲で明確にし、中長期的な視点での健全な財政運営に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中期財政計画の見直し	・実施計画3か年（令和2年度まで）の財源を裏付ける財政計画の策定（中期財政計画の更新）	・実施計画3か年（令和3年度まで）の財源を裏付ける財政計画の策定（中期財政計画の更新）	・実施計画3か年（令和4年度まで）の財源を裏付ける財政計画の策定（中期財政計画の更新）	・中・長期財政見通しの基礎資料として、令和7年度までの財政フレームの更新。	新たな総合基本計画の財源的裏付けとなる財政計画を策定。
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	令和3年度に策定する総合基本計画において、各種施策を推進していくための財源的裏付けとなる財政計画を包含させた。今後は経済動向や人口動態など、試算の前提条件に大幅な変化が生じた場合は適宜見直しを行っていき、将来にわたり持続可能な自治体経営を行っていく。				

項目コード	4－(2)	担当課	①② 財政課、会計課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政見通しをふまえた基金の積立		

中項目名	① 基金積立目標額の見直し				
内 容	中期財政計画において設定している基金積立目標額について、大規模建設事業の整備計画や将来の財政見通しをふまえた目標額に見直しを行う。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基金積立目標額の見直し	・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備資金積立基金（30億円） ・庁舎跡地施設整備資金積立基金（15億円） ※目標額の変更は行わなかった	・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備資金積立基金（30億円） ・庁舎跡地施設整備資金積立基金（15億円） ※目標額の変更は行わなかった	・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備等資金積立基金（30億円） ※目標額の変更は行わなかった ・庁舎跡地施設整備資金積立基金は昭島市教育福祉総合センター（アキシマエンス）整備事業の完了に伴い廃止	・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備等資金積立基金（30億円） ※目標額の変更は行わなかった	財政計画の中で基金積立目標額を改めて設定。 ・財政調整基金（45億円） ・公共施設整備等資金積立基金（30億円） ※目標額の変更は行わなかった。
評 価	B	B	B	B	A
今後の取組方針	財政調整基金については、一般財源収入の大幅な増加は見込まれない一方で、社会保障関連経費などの経常経費の増や、多発する自然災害、新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など、より一層その重要度を増している。 また、公共施設整備等資金積立基金についても、公共施設等総合管理計画における個別施設計画で見込まれる対策費用や、中神土地区画整理事業の整備手法変更への対応、新たな可燃ごみ処理手法への対応など、多額の財政需要への備えが求められている。 なお、令和8年度までの財政計画では、基金積立目標額を財政調整基金55億円、公共施設整備等資金積立金80億円と見直しており、新たな基金積立目標額の達成に向けて取組を進めて行く。				

中項目名	② 目標額達成に向けた取組の推進				
内 容	積立目標額の達成に向け、基金の計画的な管理及び運用に努め、持続可能な財政基盤の確立を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
財政調整基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（34.4億円）	【目標額：45億円】 ・積立額（5.5億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（39.9億円）	【目標額：45億円】 ・積立額（6.7億円） ・取崩額（0.0億円） ・年度末現在高（46.6億円）	【目標額：45億円】 ・積立額（4.8億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（51.4億円） 【個別評価：A】	【目標額：45億円】 ・積立額（7.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（58.4億円） 【個別評価：A】	【目標額：45億円】 ・積立額（27.2億円） ・取崩額（6.3億円） ・年度末現在高（79.3億円） ※見込額 【個別評価：A】
公共施設整備等資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（35.5億円）	【目標額：30億円】 ・積立額（0.1億円） ・取崩額（0.4億円） ・年度末現在高（35.2億円）	【目標額：30億円】 ・積立額（6.4億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（41.6億円）	【目標額：30億円】 ・積立額（15.3億円） ・取崩額（1.5億円） ・年度末現在高（55.4億円） 【個別評価：A】	【目標額：30億円】 ・積立額（2.3億円） ・取崩額（2.1億円） ・年度末現在高（55.6億円） 【個別評価：A】	【目標額：30億円】 ・積立額（3.4億円） ・取崩額（3.0億円） ・年度末現在高（56.0億円） ※見込額 【個別評価：A】
庁舎跡地施設整備資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（12.9億円）	【目標額：15億円】 ・積立額（1.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（13.9億円）	【目標額：15億円】 ・積立額（0.0億円） ・取崩額（6.3億円） ・年度末現在高（7.6億円）	※教育福祉総合センター（アキシマエンス）整備事業完了に伴い廃止	廃止	廃止
職員退職手当資金積立基金の管理・運用 ※平成28年度末現在高（3.2億円）	・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円）	・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円）	・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円） 【個別評価：B】	・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円） 【個別評価：B】	・積立額（0.0億円） ・取崩額（なし） ・年度末現在高（3.2億円） ※見込額 【個別評価：B】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後もこれまでと同様に決算余剰金の2分の1以上の基金積立を行うなど、積立金の確保に努める。 次期総合基本計画における財政計画に定める基金積立目標額の達成に向け、財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症や台風などの自然災害時における財政需要への対応として活用しつつ、今後も一定の積立てを維持し持続可能な財政基盤を図るよう努めていく。また、退職手当資金積立基金については、近年一般財源等で職員退職手当の対応を行っている現状を踏まえ、財政調整基金との活用の比重などを含めた検討を行う。 また、公共施設整備等資金積立基金については、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、歳入確保や歳出削減の取組などを推進し、適切な管理・運用に努めていくとともに、職員退職手当資金積立基金については、今後の退職者数の動向にも注視しながら目標額設定に向けた検討を行う。				

項目コード	4－(3)	担当課	①② 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	プライマリーバランスに配慮した市債の借入		

中項目名	① プライマリーバランスに配慮した市債の借入				
内 容	市債の借入にあたっては、プライマリーバランスに配慮しながら対象事業の内容、事業費、必要性等を十分に精査し、適切な活用に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
市債借入、元金償還額及び年度末現在高 ※平成28年度末現在高（215.2億円）	・市債借入額（13.3億円） ・市債元金償還額（19.6億円） ・年度末市債現在高（208.9億円）	・市債借入額（16.4億円） ・市債元金償還額（22.4億円） ・年度末市債現在高（202.9億円）	・市債借入額（13.1億円） ・市債元金償還額（20.0億円） ・年度末市債現在高（196.0億円）	・市債借入額（9.3億円） ・市債元金償還額（19.8億円） ・年度末市債現在高（185.5億円）	・市債借入額（15.5億円） ・市債元金償還額（18.8億円） ・年度末市債現在高（182.2億円） ※見込額
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後も、世代間の負担の公平性や将来世代への影響に十分配慮する中で極力借入の抑制に努めるとともに、市債のプライマリーバランスを保つことで市債残高の減少に努めていく。 また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいた公共施設整備や、中神土地区画整理事業に対する借入を検討する必要があることから、将来を見据えた計画的な市債の活用を図っていく。				

中項目名	② 臨時財政対策債の抑制				
内 容	臨時財政対策債の借入にあたっては、①におけるプライマリーバランスの配慮等のもとより、将来の世代への影響を考慮し、必要最小限の借入に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
臨時財政対策債借入、元金償還額及び年度末現在高 ※平成28年度末現在高（108.6億円）	・臨時財政対策債借入額（6.7億円） ・臨時財政対策債元金償還額（7.4億円） ・年度末臨時財政対策債現在高（107.9億円）	・臨時財政対策債借入額（9.3億円） ・臨時財政対策債元金償還額（8.1億円） ・年度末臨時財政対策債現在高（109.1億円）	・臨時財政対策債借入額（4.4億円） ・臨時財政対策債元金償還額（8.5億円） ・年度末臨時財政対策債現在高（105.0億円）	・臨時財政対策債借入額（3.8億円） ・臨時財政対策債元金償還額（8.7億円） ・年度末臨時財政対策債現在高（100.1億円）	・臨時財政対策債借入額（8.9億円） ・臨時財政対策債元金償還額（9.2億円） ・年度末臨時財政対策債現在高（99.8億円） ※見込額
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	臨時財政対策債については実質地方交付税の一部であることから、これまでと同様に財源不足への対応として一定の借入を見込むものの、将来へ過度な負担を残さないためにも必要最小限の借入に努める。				

項目コード	4－(4)	担当課	①②③ 財政課
基本方針	財政の健全化		
大項目名	財政指標における数値目標の達成		

中項目名	① 経常収支比率				
内 容	経常収支比率について、各年度ともプラン策定時に定めた目標値以下となるよう、健全な財政運営に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支比率	・ 92.8%（対前年度比▲2.4ポイント） 【数値目標】 96.2%以下	・ 90.9%（対前年度比▲1.9ポイント） 【数値目標】 97.9%以下	・ 93.9%（対前年度比＋3.0ポイント） 【数値目標】 96.9%以下	・ 92.4%（対前年度比▲1.5ポイント） 【数値目標】 96.2%以下	
評 価	A	A	A	A	－
今後の取組方針	経常収支比率については、目標数値は達成しているが、依然として90%を超える高い水準にあることから、引き続き財源の確保と効率的・効果的な財政運営に努める。				

中項目名	② 実質公債費比率				
内 容	実質公債費比率について、各年度ともプラン策定時に定めた目標値以下となるよう、健全な財政運営に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質公債費比率	・ 0.2%（対前年度比▲0.3ポイント） 【数値目標】 0.3%以下	・ 0.2%（対前年度比±0ポイント） 【数値目標】 0.3%以下	・ 0.3%（対前年度比＋0.1ポイント） 【数値目標】 0.4%以下	・ 0.5%（対前年度比＋0.2ポイント） 【数値目標】 0.4%以下	
評 価	A	A	A	B	－
今後の取組方針	実質公債費比率については、今後とも元利償還金の動向を把握する中で市債借入を抑制し、大規模建設事業実施後の比率上昇の抑制を図る。				

中項目名	③ 将来負担比率				
内 容	将来負担比率について、各年度ともプラン策定時に定めた目標値以下となるよう、健全な財政運営に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
将来負担比率	・ ▲19.2%（対前年度比▲4.6ポイント） 【数値目標】 ▲18.9%以下	・ ▲26.4%（対前年度比▲7.2ポイント） 【数値目標】 ▲14.5%以下	・ ▲31.0%（対前年度比▲4.6ポイント） 【数値目標】 ▲10.8%以下	・ ▲37.0%（対前年度比▲0.6ポイント） 【数値目標】 ▲7.3%以下	
評 価	A	A	A	A	－
今後の取組方針	将来負担比率については、引き続き市債残高と基金残高のバランスに配慮するとともに、経費削減による基金の積立等、比率の上昇を抑制するよう努める。				

項目コード	定－1	担当課	①② 行政経営担当
大項目名	効率的・効果的な組織体制の確立		

中項目名	① 様々な行政課題に対応できる組織体制の確立				
内 容	時代の変化に伴う様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、現行の組織を抜本的に見直し、効率的・効果的で機動的な組織体制の確立に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
効率的・効果的で機動的な組織体制の確立	・なしのき保育園民営化（保育士を含む職員20名を社会福祉事業団に条例派遣）	・水道部業務課の見直し（庶務係と料金係の統合）	・福祉総務課の設置 ・子ども子育て推進課を子ども子育て支援課に統合 ・市民図書館の運営業務を指定管理者へ移行し、市民図書館管理課を設置	・子ども家庭部における女性、男性支援に関する総合的な事務に係る組織の再編 ・生涯学習部におけるアキシマエンス開館に伴う組織の再編	・行政デジタル化推進等への対応のための組織の再編 ・新型コロナウイルス感染症対策のための組織の再編
評 価	A	B	A	A	A
今後の取組方針	時代や状況の変化に伴う様々な行政課題に対応できる組織体制の構築を図ってきたところであり、今後も効率的・効果的で機動的な体制の確立に努めていく。				

中項目名	② 重点施策への人員配置				
内 容	重要課題や重点施策に対する取組について、スクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、集中的な人員配置を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
重点施策への人員配置	・保険年金課に広域化担当係長を設置（平成30年度まで）	・下水道課に公営企業移行担当係長を設置（令和2年度まで） ・企画部に総合基本計画担当課長を設置（令和2年度まで）	・企画部に政策担当部長を設置 ・総務部に危機管理担当部長を設置 ・環境部に清掃施設担当課長を設置	・総務部に三多摩消防団連絡協議会担当課長を設置（令和3年度まで） ・子ども家庭部に女性活躍支援担当課長を設置 ・都市計画部に区画整理調整担当課長を設置	・企画部に市民総合交流拠点施設建設担当課長及び係長を設置 ・保健福祉部に感染症対策担当課長を設置 ・都市計画部に区画整理担当部長を設置
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後も、時代の変化や状況の変化に伴い、多様化する行政課題に対応するため、重点施策への人員配置を適切に行っていく。				

項目コード	定－2	担当課	① 行政経営担当 ② 職員課
大項目名	職員数の適正化		

中項目名	① 定員適正化の着実な推進				
内 容	事務事業の見直しや技能労務職の適正化等、組織に必要な職員数を見極めるとともに、時代に即応した施策展開を図れる職員配置に努めながら、定員の適正化を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通会計における人件費比率 【数値目標】 前年度比率以下	・13.4%（対前年度比▲0.2ポイント） 【数値目標】 13.6%以下	・12.7%（対前年度比▲0.7ポイント） 【数値目標】 13.4%以下	・11.7%（対前年度比▲1.0ポイント） 【数値目標】 12.7%以下 【個別評価：A】	・11.1%（対前年度比▲0.6ポイント） 【数値目標】 11.7%以下 【個別評価：A】	【個別評価：－】
普通会計における職員給比率 【数値目標】 前年度比率以下	・8.7%（対前年度比▲0.2ポイント） 【数値目標】 8.9%以下	・8.2%（対前年度比▲0.5ポイント） 【数値目標】 8.7%以下	・7.7%（対前年度比▲0.5ポイント） 【数値目標】 8.2%以下 【個別評価：A】	・6.4%（対前年度比▲1.3ポイント） 【数値目標】 7.7%以下 【個別評価：A】	【個別評価：－】
4月1日時点の職員数 ※平成28年4月1日632人	・634人（＋2人） ・一般行政職570人 ・技能労務職64人	・631人（▲3人） ・一般行政職573人 ・技能労務職58人	・626人（▲5人） ・一般行政職580人 ・技能労務職46人	・640人（＋14人） ・一般行政職598人 ・技能労務職42人	・639人（▲1人） ・一般行政職601人 ・技能労務職38人
評 価	A	A	A	A	－
今後の取組方針	今後も行政課題に対応した組織体制を構築し、適正な職員数による行財政運営に努めていく。 なお、技能労務職については引き続き退職不補充による職員数の削減を進めるが、一般行政職については社会情勢の変化に合わせて適正な人員配置を行っていく。				

中項目名	② 多様な雇用形態による職員の活用				
内 容	国の動向等を注視しながら、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員など、多様な雇用形態による職員の活用を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員採用試験受験者の確保	・社会人経験者向け試験区分の新設 ・採用試験説明会参加者数（137人） ・採用試験申込者数（736人） ・採用試験合格者数（40人）	・採用試験説明会参加者数（142人） ・採用試験申込者数（631人） ・採用試験合格者数（46人）	・社会福祉士職の募集 ・採用試験説明会参加者数（197人） ・採用試験申込者数（494人） ・採用試験合格者数（54人） 【個別評価：A】	・採用試験説明会参加者数（中止） ・採用試験申込者数（269人） ・採用試験合格者数（30人） ・応募型インターンシップの実施（参加4人） 【個別評価：A】	・採用試験説明会参加者数（中止） ・採用試験申込者数（571人） ・採用試験合格者数（57人） ・応募型インターンシップを実施（参加7名） ※12月末時点 【個別評価：A】
会計年度任用職員制度の創設に向けた取組	・制度についての情報収集	・制度構築に向けた近隣市及び関係部署との連携、準備	・令和2年度からの制度導入に向け勤務条件等の具体的な準備を推進 ・会計年度任用職員の報酬等に関する条例を制定 【個別評価：A】	・会計年度任用職員について、令和2年4月から運用開始 【個別評価：A】	・会計年度任用職員について、令和2年4月から運用継続 ・フルタイム会計年度任用職員制度の導入に向けた検討 【個別評価：A】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	引き続き多様な行政ニーズに対応するため、業務量や期間に応じて、任期付職員、会計年度任用職員など、多様な雇用形態の職員を活用することに加え、新たに、定型的な業務を担うフルタイム会計年度任用職員制度の導入を検討する。 また、今後は、専門的な事務については外部人材の導入を検討するとともに、職員の定年延長による新たな職層の設置や、定年退職者が出ない年度の職員採用などについて検討していく。 なお、応募型のインターンシップについては、参加者や若手職員の意見を取り入れながら、今後も規模を拡大して実施する。				

項目コード	定－3	担当課	①② 職員課
大項目名	人材（財）の育成と活用		

中項目名	① 人財の育成に向けた取組の推進				
内 容	昭島市人財育成基本方針に基づき、職員の基礎的な職務遂行能力の定着を図るとともに、職員の更なる資質向上、意識改革を図り、「人材」から「人財」へと、課題解決能力に優れた職員の育成に向けた取組を推進する。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
人財の育成に向けた取組の推進	・職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数167） ・主任職及び技能長職の選考方法の見直し ・新主任職に対する政策形成研修の受講必須化	・職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数184） ・全管理職を対象とした「人材育成研修」及び女性職員や若手職員を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施	・職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数175） ・係長職を対象とした「リーダー養成研修」や全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施	・職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数132） ・係長職を対象とした「マネジメント研修」を映像配信形式で実施 ・昭島市人財育成基本方針の改定の検討	・職員研修実施計画に基づく各種研修の実施（研修数113件） ※12月末時点 ・昭島市人財育成基本方針のアクションプラン策定の検討 ・新規採用者へのメンター制度の実施 ・係長職を対象とした「マネジメント研修」の実施
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	職員の人財育成は急務であり、国や都をはじめ他自治体や民間企業などの取組事例等も踏まえ、多種多様な取組を多角的に検討するなど、引き続き職員の意識改革、能力開発に積極的に取り組んでいく。 また、改定した昭島市人財育成基本方針において、アクションプランとなる昭島市人財育成基本計画の新たな策定に向けての取組を進め、より具体的な人財育成の方策を職員に示すことで、新たな社会の変革に対応し、時代の要請に応えられる職員の育成を行っていく。				

中項目名	② 人事評価制度の推進				
内 容	目標管理を伴う業績評価を加えた人事評価制度（平成28年度実施）について、実施状況を踏まえた検証を行い、より公平公正かつ人材（財）の育成にも資する制度の構築に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
人事評価制度の推進	・前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 ・職員アンケートの実施による課題等の抽出	・前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 ・職員アンケートの結果を踏まえた制度の見直し ・意向調査書の導入	・前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 ・人事評価システムを導入（運用は令和2年度から）	・前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 ・人事評価システムの運用を開始	・前年度の評価結果を勤勉手当及び昇給へ適切に反映 ・人事評価システムの運用継続
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	令和２年度に運用を開始した人事評価システムを介して、経年のデータを蓄積することによる分析を行うなどし、より人財育成に資する制度となるよう努めるとともに、公平・公正な制度運用を図るよう、引き続き実施していく。また、国家公務員の人事評価制度にも見直しの動きが出ていることから、国の動向や改定した昭島市人財育成基本方針などを鑑み、必要に応じて人事評価制度の改正を適宜実施していく。				

項目コード	定－４	担当課	①② 行政経営担当
大項目名	職員参画の促進		

中項目名	① プロジェクトチームの活用				
内 容	関係部課や庁内公募、若手・中堅職員等によるプロジェクトチームを編成し、効果的な事務事業の執行に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
プロジェクトチームの活用	- 部活性化プロジェクトの実施（参加10チーム） - 公有財産の有効活用に関するプロジェクトの実施（会議３回）	部活性化プロジェクトの実施（参加10チーム）	部活性化プロジェクトの実施（参加９チーム）	- 部活性化プロジェクトの実施（参加１チーム） - 予算反映事業1件（可燃ごみ処理施設整備計画策定事業に係る調査等業務委託5,100千円）	- 市民総合交流拠点施設建設に向けたプロジェクトの実施（整備方針策定への参画：３回・32名、基本設計業務委託プロポーザル審査への参画：１回・４名） - 次期総合基本計画策定に向けた職員の参画
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	若手・中堅職員を中心に職層を超えたチームによる自由闊達な意見交換を通じて、行政課題の解決を図っていくことや、翌年度予算への事業費の反映など政策決定の場としてプロジェクトチームを活用していく。				

中項目名	② 職員提案制度の推進				
内 容	行政課題に対し、職員参画による課題解決の機会を一層充実させていくため、職員提案制度の更なる推進に努める。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
職員提案制度の推進	- 職員提案制度の手引きの見直し - 新主任職員による提案の実施（3グループ） - 職員提案制度提案数（7件・うち全部採用1件）	- 新主任職員による提案の実施（4グループ） - 職員提案制度提案数（6件・うち全部採用1件）	- 新主任職員による提案の実施（2グループ） - 職員提案制度提案数（3件）	職員提案制度提案数（7件）	- 新主任職員による提案の実施（1グループ） - 職員提案制度提案数（6件） ※12月末時点
評 価	A	A	A	A	－
今後の取組方針	職員提案制度の手引きの定期的な見直しや庁内掲示板による制度の周知や採用された提案を紹介するとともに、時勢を捉えた課題を設定するなど、今後も職員が提案しやすく、実効性のある制度の仕組みづくりに努めていく。				

項目コード	定－5	担当課	①② 職員課
大項目名	労働環境の向上		

中項目名	① ワーク・ライフ・バランスの推進				
内 容	休暇取得促進キャンペーンなどにより職員の年次有給休暇取得日数の増を図るとともに、恒常的な時間外勤務の縮減に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、職員の働きやすさや仕事に対する意欲の向上を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ワーク・ライフ・バランスの推進	・育児休業の取得促進に向けたパンフレットの作成 ・タイムマネジメント研修等の開催	・定時退庁デーの導入 ・ボランティア休暇の導入を決定	・管理職に対し休暇の取得状況や時間外勤務の状況についてヒアリングを実施 【個別評価：B】	・管理職に対し休暇の取得状況や時間外勤務の状況についてヒアリングを実施 【個別評価：B】	・管理職に対し休暇の取得状況や時間外勤務の状況についてヒアリングを実施 【個別評価：B】
平均年次有給休暇取得日数	・13.3日（対前年比＋1.2日）	・13.2日（対前年比▲0.1日）	・13.5日（対前年比＋0.3日）	・12.9日（対前年比▲0.6日）	※年度途中のため集計不可
【数値目標】 対前年比3％増	【数値目標】 12.5日	【数値目標】 13.7日	【数値目標】 13.6日 【個別評価：B】	【数値目標】 13.9日 【個別評価：B】	【個別評価：－】
評 価	A	B	B	B	－
今後の取組方針	社会全体での「働き方改革」が求められており、特定事業主行動計画に基づく各種施策を中長期的に推進する必要があるため、他団体の導入事例等も踏まえ、様々な取組を効果的・積極的に展開していく。 また、新型コロナウイルスなどの感染症対策として、テレワークをはじめとした労働環境の整備に努めていく。				

中項目名	② メンタルヘルス対策の充実				
内 容	メンタルヘルス（心の健康）に関する研修やストレスチェックの実施、精神科産業医の面談等による予防対策を実施するとともに、病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止に努めるなど、総合的なメンタルヘルス対策の充実を図る。				
主な取組	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
メンタルヘルス対策の充実	・ストレスチェック制度、職層別研修の実施 ・集団分析結果による健康度（87：全国平均100よりも13%リスクが低い）	・ストレスチェック制度、職層別研修の実施 ・集団分析結果による健康度（86：全国平均100よりも14%リスクが低い）	・ストレスチェック制度、職層別研修の実施 ・集団分析結果による健康度（89：全国平均100よりも11%リスクが低い） ・長時間労働者に対する産業医面談の実施 【個別評価：A】	・ストレスチェック制度、職層別研修の実施 ・集団分析結果による健康度（89：全国平均100よりも11%リスクが低い） ・長時間労働者に対する産業医面談の実施 【個別評価：A】	・ストレスチェック制度、職層別研修の実施 ・集団分析結果による健康度（85：全国平均100よりも15%リスクが低い） ・長時間労働者に対する産業医面談の実施 【個別評価：A】
メンタル不全による病休者数	・病休者数（23人） ・病休日数（延べ3,829日）	・病休者数（17人） ・病休日数（延べ3,293日）	・病休者数（16人） ・病休日数（延べ3,243日） 【個別評価：B】	・病休者数（24人） ・病休日数（延べ2,796日） 【個別評価：B】	・病休者数（25人） ・病休日数（延べ2,698日） ※12月末現在 【個別評価：B】
評 価	A	A	A	A	A
今後の取組方針	今後も引き続き、研修やストレスチェック制度を実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。今後は、復職後の支援についても人事と連携しながら実施し、再発防止に努め総合的なメンタルヘルス対策を推進する。				

3. 結びに～新たな中期行財政運営計画の策定に向けて～

「昭島市行財政改革推進プラン」は、「Ⅰ 行財政改革の推進に向けた取組」における「1 時代を捉えたまちづくりの推進」「2 財源の確保」「3 効率的・効果的な財政運営」「4 財政の健全化」及び「Ⅱ 機動的な推進体制の確立に向けた取組（定員適正化計画）」を行財政運営の基本的な方針として位置づけています。

当初、本プランは平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、第五次総合基本計画の計画期間が1年延伸となったことから、分野別計画である本プランについても期間を合わせる形で、令和3年度までの5年間となりました。

行財政改革推進会議では、本プランに構成される約40の項目について、平成29・30年度を第1期、令和元年度を第2期、令和2・3年度を第3期としてそれぞれ検証、評価を行いました。

評価結果を振り返ると、「Ⅰ 行財政改革の推進に向けた取組」では、一部の取組において実施できなかった項目や、令和3年度においては実施途中であり評価に至らなかった項目があったものの、おおむね全ての取組が「A（十分、またはほぼ十分に行われた）」となったことから、基本方針に則った行財政改革の推進が図られているものと評価できます。なお、評価に至らなかった項目は、時期を逸することなく検証に努められますようお願いいたします。

また、「Ⅱ 機動的な推進体制の確立に向けた取組」では、本プランに定員適正化計画を加えたことで、行財政改革において組織や職員に関する取組を一体的に捉えている点も特徴となっています。こちらもほぼ全ての取組が「A」となっており、効率的・効果的で機動的な組織体制の推進が図られているものと評価できます。

本プランの計画期間満了に伴い、行財政改革推進会議における検証、評価も今年度をもって終了となりますが、引き続き多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、新たな中期行財政運営計画を策定する必要があるものと考えます。

特に以下については、計画の策定にあたり市の重要課題として十分に検討いただきたいと考えます。

1 市民協働の推進

自治会加入率が減少傾向にある中、多様化する地域課題の解決のために、自主防災組織や子ども食堂などの新たな団体による活動が増えてきています。

市民協働の推進にあたっては、防災を核とした取組をはじめ防犯や子育て支援、高齢者の見守り等様々な地域コミュニティ活動の有機的な連携や掘り起こし、人財の発掘・育成、環境整備など、今後のあり方を検討する必要があります。

2 行政のデジタル化

人口減少・超高齢社会による構造的課題への対応に加え、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式への対応など、国によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組が進められています。

国や東京都の動向にも注視しながら、スピード感を持ってデジタル化に取り組み、庁内業務の効率化や市民向けサービスの充実等を図っていく必要があります。

3 人財の育成と活用

本プランでは、組織や職員に関する定員適正化計画を新たに加え、職員数の適正化はもとより、行財政改革における効率的・効果的な組織体制の確立や、人材（財）の育成と活用等に努めてきました。

今後も多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に適切かつ柔軟に対応できる組織体制を構築していくとともに、人財育成基本方針に基づいた人財の確保・採用や職員の育成に努めていく必要があります。

これらの課題を中心に、選択と集中による検討を行っていただき、健全で持続可能な行財政運営の確立に向けて取り組んでいかれることを期待します。

行財政改革推進会議要綱

平成 20 年 11 月 4 日実施

(設置)

第 1 条 中期行財政運営計画の着実な推進を図るため、行財政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 中期行財政運営計画の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 4 人以内
- (2) 公募による市民 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による最終の報告をしたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、推進会議の議長となる。
- 4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 推進会議の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第 2 号）第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、推進会議の議決により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から実施する。

昭島市行財政改革推進会議委員

区 分	氏 名	備 考
委 員 長	小 池 満 也	学識経験者
副委員長	田 中 啓 之	学識経験者
委 員 (50 音順)	坂 村 一 登	学識経験者
	山 下 俊 之	学識経験者
	和 田 篤 彦	市 民 公 募

昭島市行財政改革推進会議開催経過

回	開催日	内 容
第 1 回	令和 3 年 7 月 26 日	・ 今後のスケジュールについて ・ 令和 2 年度の評価について
第 2 回	令和 3 年 8 月 20 日	・ 令和 2 年度の評価について
第 3 回	令和 3 年 11 月 10 日	・ 令和 3 年度の評価について
第 4 回	令和 3 年 12 月 20 日	・ 令和 3 年度の評価について
第 5 回	令和 4 年 1 月 19 日	・ 令和 3 年度の評価について ・ 報告書（案）について
第 6 回	令和 4 年 3 月 22 日	・ 報告

項目別評価一覧

項目 コード	項目名	評価年度					掲載 ページ
		H29	H30	R元	R2	R3	
1-(1)-①	危機管理体制の確立	A	A	A	A	A	25
1-(1)-②	地域の防犯・防災対策の推進	A	A	A	A	A	26
1-(2)-①	効果的・戦略的な情報発信の推進	A	A	A	A	A	27
1-(2)-②	携帯端末を活用した情報発信サービスの充実	A	A	A	A	A	28
1-(3)-①	市民との連携、参画・協働によるまちづくりの推進	B	B	B	B	B	29
1-(3)-②	多種多様な連携・協力体制の拡充	A	A	A	B	B	30
1-(4)-①	窓口サービスの質的向上	B	B	B	A	A	31
1-(4)-②	基幹系システムの計画的な更新による最適化の推進	—	A	A	—	—	31
2-(1)-①	収納率向上に向けた取組	A	A	A	A	A	32
2-(1)-②	多様な納税方法の推進	A	A	A	A	A	32
2-(2)-①	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組	A	A	B	B	A	33
2-(2)-②	特定公共物の適切な管理、売却	A	A	A	A	A	33
2-(3)-①	受益者負担の定期的な見直し	B	B	B	B	B	34
2-(3)-②	新たな受益者負担の導入	C	C	B	C	C	34
2-(4)-①	ふるさと納税の推進	A	A	A	A	A	35
2-(4)-②	事業費の財源確保に向けた取組	A	A	A	A	B	35
2-(5)-①	施設命名権収入及び広告掲載料の拡充	A	A	A	A	A	36
2-(5)-②	新たな歳入の確保に向けた取組	B	B	B	B	A	36
3-(1)-①	行政評価制度の再構築	B	B	B	B	B	37
3-(2)-①	補助金等の適正化	B	B	B	A	A	37
3-(3)-①	民間委託の推進	A	A	A	A	—	38
3-(3)-②	指定管理者制度やPPP／PFIの活用	B	A	A	A	A	38
3-(4)-①	公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進	A	A	B	A	A	39
3-(4)-②	遊休地の積極的な売却や貸付に向けた取組（再掲）	A	A	B	B	A	39
3-(5)-①	広域連携の推進	A	A	A	A	B	40
4-(1)-①	中期財政計画の見直し	A	A	A	A	A	41
4-(2)-①	基金積立目標額の見直し	B	B	B	B	A	42
4-(2)-②	目標額達成に向けた取組の推進	A	A	A	A	A	43
4-(3)-①	プライマリーバランスに配慮した市債の借入	A	A	A	A	A	44
4-(3)-②	臨時財政対策債の抑制	A	A	A	A	A	44
4-(4)-①	経常収支比率	A	A	A	A	—	45
4-(4)-②	実質公債費比率	A	A	A	B	—	45
4-(4)-③	将来負担比率	A	A	A	A	—	45
定-1-①	様々な行政課題に対応できる組織体制の確立	A	B	A	A	A	46
定-1-②	重点施策への人員配置	A	A	A	A	A	46
定-2-①	定員適正化の着実な推進	A	A	A	A	—	47
定-2-②	多様な雇用形態による職員の活用	A	A	A	A	A	47
定-3-①	人財の育成に向けた取組の推進	A	A	A	A	A	48
定-3-②	人事評価制度の推進	A	A	A	A	A	48
定-4-①	プロジェクトチームの活用	A	A	A	A	A	49
定-4-②	職員提案制度の推進	A	A	A	A	—	49
定-5-①	ワーク・ライフ・バランスの推進	A	B	B	B	—	50
定-5-②	メンタルヘルス対策の充実	A	A	A	A	A	50

